伊勢市地域福祉計画 • 伊勢市地域福祉活動計画

(平成31年度(2019年度) ~ 平成35年度(2023年度))



平成31年3月





社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

~つながる「こころ」とつながる「ところ」 みんなで伊勢のまちをつむぐ~

伊勢市では、平成 17 年 (2005 年) 11 月の市町村合併以降、新たな枠組みの中でそれぞれの地域の特性を活かしたまちづくりがスタートし、13 年が経過しました。その間、障がい者や高齢者の福祉、子育て支援及び健康増進などの分野において、市民が安心して生活を送ることができるようサービスの充実を図ってきました。その一方で、全国の地方都市と同様に、本市においても人口減少、少子高齢化、核家族化が進行し、地域のつながりも希薄となることで、生活についてのさまざまな課題を複合的に抱えている実態も多く報告されています。

また、市民の皆様をはじめ多方面にわたる関係機関にご協力いただきながら、住まいを中心として、医療・介護サービス、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めています。医療、介護サービスやその連携については、一定程度進めることができましたが、これら課題解決には、既存の制度による支援だけでなく、向こう三軒両隣といった身近な地域の中での支え合い体制の整備が不可欠となっています。平成29年4月からは、伊勢市社会福祉協議会と協働し「伊勢市生活サポートセンターあゆみ」を開設し、生活のあらゆる困りごとへの相談・支援の取り組みを始めたところです。

まずは、一人ひとりが地域のことを知り、困ったことがあれば「我が事」としてみんなで考え、「丸ごと」全体でその解決に取り組むことが大切であり、人と人、人と地域、地域同士、地域と企業など「つながり」を軸とした新たな挑戦もすでに始まっています。

このたび、伊勢市と伊勢市社会福祉協議会では、社会のインフラとして「支え合い・助け合い」や「絆」を強め、誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしくいきいきと暮らしていけるまちづくりをめざす羅針盤として、「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」を策定しました。

今後もさらなる福祉サービスの充実に取り組むとともに、市民の皆様をはじめ各分野の関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、地域での支え合い体制の充実を図り、地域福祉を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました伊勢市地域福祉計画推進委員をはじめ、ご協力いただきました皆様方に心から厚く御礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

伊勢市長 鈴木健一



~誰もが住みなれた街で安心して暮らすことができる伊勢市に~

全国的に地域社会のつながりの希薄化が進み、地域に対する関心が低下していると言われます。背景には少子化や核家族化、高齢者世帯の増加、人口減少等の問題に加え、価値観の多様化、生活不安の増大、虐待や犯罪の深刻化等があることが指摘されています。地域のコミュニティを回復し、市民一人ひとりのつながりを強め、地域社会の中での信頼関係を築いていくことが求められています。その核になるのが地域福祉であると考えます。

社会の進展にともなって地域福祉の重要性が増してきています。地域福祉の最大の目標は「誰もが安心して暮らせるまちづくり」であるといえます。誰もが、つまりみんなが安心して暮らせるとは、一人も漏れもなく、一人の例外もなくということです。そう考えてみると「誰もが」という言葉の持つ意味は究極の理想を意味します。

支援とは何か? 支援は本当に必要とする人の所に届いているのか? 支援を口にすることすらできずにいる人はいないのか? そう考えていくと、まだ道の緒に就いたところではないかとも思えます。支援の体制をより有効で確固としたものにするために、伊勢市と伊勢市社会福祉協議会は協働して「伊勢市生活サポートセンターあゆみ」を設置し、生活に困り事を抱える人の相談・支援を行っています。これは一例ですが、今後も誰もが住みなれたまちで安心して暮らすことができる伊勢市にするために、様々な策を講じていきたいと考えています。「福祉は策の宝庫」を信じ、幅広い取り組みを進めてまいります。

このたび伊勢市と伊勢市社会福祉協議会では「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」をまとめました。この計画をもとに地域福祉の充実・向上を進めてまいりたいと存じます。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました伊勢市地域福祉計画推進委員をは じめ、ご協力をいただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長宮崎吉博



【 目 次 】

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・ 1
1. 地域	福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画	の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画	の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 進行	管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第2章	地域を取り巻く状況と今後の課題・・・・・・・・・・ 6
1. 伊勢	市を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 住民	意識調査における地域の実態把握、課題の分析・・・・・・・ 12
3. 深刻	な担い手不足と地域の課題・・・・・・・・・・・・・・15
第3章	計画がめざすこと・・・・・・・・・・・・・ 16
『地域	共生社会の実現』・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第4章	計画の基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・ 25
1. 基本	理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 基本	目標と重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3 休玄	と

第5章	計画の推進に向けた具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
〇伊勢市均	地域福祉計画推進委員会、庁内検討部会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
〇会議開係	崔状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
○伊勢市	附属機関条例《抜粋》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
○伊勢市」	地域福祉計画推進委員会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
○資 料		
• 用語(の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
•第3%	次伊勢市総合計画(前期基本計画)分野別計画《抜粋》・・・・・	10
• 法令、	通達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
• 伊勢市	市を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
•市民7	アンケートまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

【第1章】 計画の策定にあたって

高齢化、少子化、人口流失、過疎化が進み、地域を支える担い手が減少しています。また、 高齢者のみの世帯の割合が高くなる地域では、地域社会そのものの継続性が危惧されていま す。さらに、核家族化など家族形態の変化や生活環境の多様化などにより、古くからの地域 のつながりが希薄になってきています。身近な地域社会が変化していく一方で、経済的困窮 に陥っている人や制度の狭間に苦しむ人など、生活するうえで福祉をはじめとする制度やサ ービスが必要な人に届かず、自分で「SOS」の声を出せず、社会から孤立してしまうケー スが増加しており、新たなセーフティネットのしくみの必要性が叫ばれています。

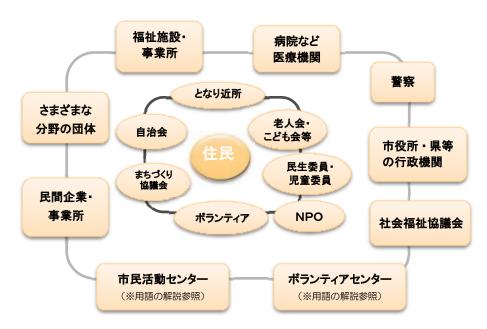
伊勢市においてもこれらの事象は例外ではなく、伊勢市と伊勢市社会福祉協議会 (※用語の解 説参照) は協働して、平成29年度(2017年度)から「いせライフセーフティネット事業」に取 り組むこととし、「伊勢市生活サポートセンターあゆみ (※用語の解説参照)」を設置して、生活 に困りごとを抱える人の相談・支援を行っているところです。

地域によって課題は異なるものの、私たちは「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画」をもとに、一人ひとりが地域で起きている問題を我が事としてとらえ、丸ごとまち全体でその解決に挑戦する取り組みを通じ、一人ひとりができる役割を担い、人と人との強い絆で支え合いながら、心豊かにこのまちで暮らしていく伊勢市をめざします。

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、住民や官民の関係者、 地域を支えるさまざまな担い手がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む 考え方です。

■地域の中の連携と見守り体制のイメージ

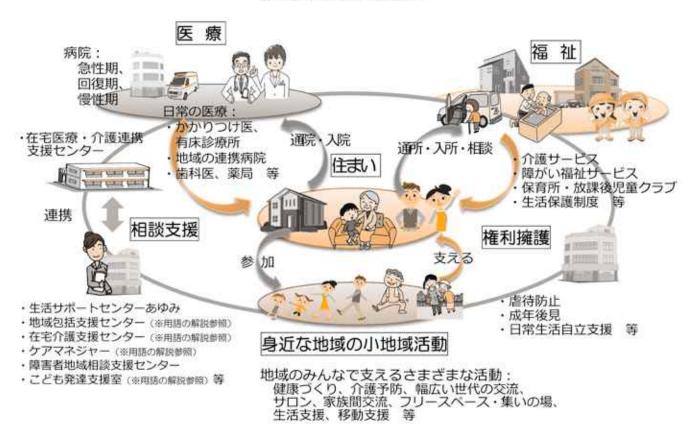


これまでも、さまざまな主体により、支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の支え合いや課題の解決をめざした活動がそれぞれの地域で進められてきました。 伊勢市においても、「ふれあい・いきいきサロン (※用語の解説参照)」などの住民主体の取り組みが定着してきています。

一方で、経済的困窮により最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人、長年ひきこもっている人、地域社会から孤立した人など、課題を抱えたまま自ら「SOS」を発信できないケースが顕在化しています。これまで以上に、住民・地域・専門職(機関)・団体・行政がみんなで課題に向き合い、連携しながら必要なサービス・制度につなげ、あるいは新たなしくみや制度を創出していく取り組みが求められています。

伊勢市と伊勢市社会福祉協議会は、地域福祉の理念としくみを示す「地域福祉計画」と 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本市における地域福祉の基本 理念と基本目標を共有しつつ、市民すべてが幸福に暮らせるよう、人と人とのつながりを 基本として、困ったときに助け合える関係づくりや、お互いに支え合う地域福祉の推進に 取り組みます。

伊勢市の地域福祉



2. 計画の位置づけ

(1)総合計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

伊勢市は、平成 30 年(2018 年) 3月に第3次伊勢市総合計画(基本計画)を策定し、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「超高齢社会への対応」、「地域のつながりの再生」など、7つの「まちづくりの主要課題」について、政策を横断する重点的な課題として位置づけています。

◆まちづくりの基本理念

- ①私たちが担うまち
- ②人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち
- ③地域の誇りをつなぐまち

◆「まちの将来像」

『つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢』

福祉分野については、「第4章 医療・保健・福祉」の中で、「誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」をめざす姿とし、第1節から第5節まで「医療・健康」、「地域福祉」、「共生」、「子育て支援」、「高齢者支援」の福祉の各分野のめざす方向を定めています。

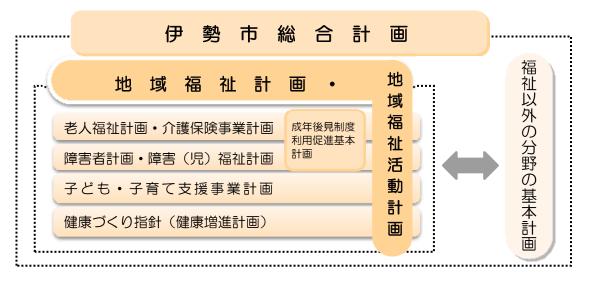
とりわけ「第2節 地域福祉」では、地域のみんなで支え合うまちづくりの推進を めざすため、次のような地域の方向性と実現に向けた重点課題を設定しています。

方 向 性	重点課題
社会から孤立せず、安心してその人らしい	身近な生活圏域に誰もが気軽に立ち寄
生活を送ることができる社会を実現	り、相談できる窓口の設置
分野を超えて、人と資源がつながることで、	地域を支える人材・グループの支援、
地域の様々なニーズに応えられる資源の有	育成により、地域の担い手となる資源
効活用や活性化を実現	の確保
地域を基盤として、自治会、まちづくり協	包括的な相談支援体制の構築
議会 (※用語の解説参照) 、民生委員・児童委員	
(※用語の解説参照)、保健福祉の関係者、社会	
福祉協議会、市が一体となって多様な課題	
に応える包括的支援体制を構築	

(2) 各分野の計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画・地域福祉活動計画は「支え合い・助け合い」の理念のもとで、幅広い住民参加による住民主体のまちづくりをめざします。社会福祉法において、地域福祉計画は福祉の分野別計画の「上位計画」と位置付けられており、策定に際しては、地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉の各分野における共通的な事項

を記載することとしています。伊勢市においては、福祉部門の分野別計画を内包する計画と位置づけ、地域福祉計画の基本理念や基本目標との整合、連携を図りながら、 各分野の個々の課題への対応や事業・サービスの推進をめざします。



さらに、平成 30 年(2018 年)4月には、社会福祉法改正や地域福祉計画策定ガイドラインの改定もあり、計画は福祉部門のみならず、福祉以外のさまざまな分野と連携を図り、幅広い住民の参加による住民主体のまちづくりの視点を持ったものとする必要があります。

3. 計画の期間

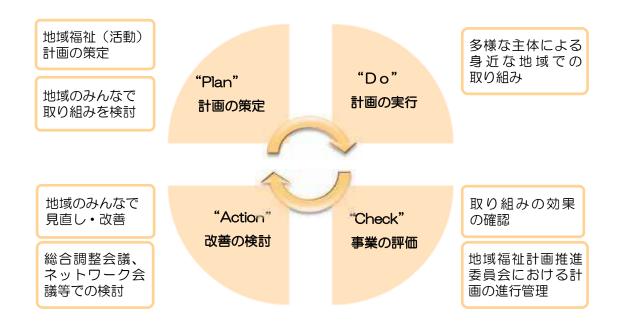
平成 31 年度(2019年度)から平成 35 年度(2023年度)の5年間

	H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 ··· H37 ··· (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (2025)
総合計画基本構想	H30 ∼ H41
ハ 基本計画	前期(H30~H33) 中期(H34~H37) 後期(H38~H41)
地域福祉計画 • 地域福祉活動計画	第2期(H26~H30) 第3期 (H31~H35)
老人福祉計画 • 介護保険事業計画	H27~H29 第8次老人福祉計画· 第7期介護保険事業計画
障害者計画	H27~H32
障害福祉計画	H27~H29 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画
子ども・子育て支援 事業計画	H27 ~ H31
健康づくり指針 (健康増進計画)	第2期(H28~H37)

4. 進行管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたっては、計画の内容が住民の生活にどう 浸透したか、計画が実態に即しているか、新たな課題が発生していないかなど、地域懇談 会や住民意識調査などを随時実施し、計画期間中(5年間)の進捗を伊勢市地域福祉計画 推進委員会などで確認します。

また、基本目標や重点項目を達成するうえで、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用しながら検証します。



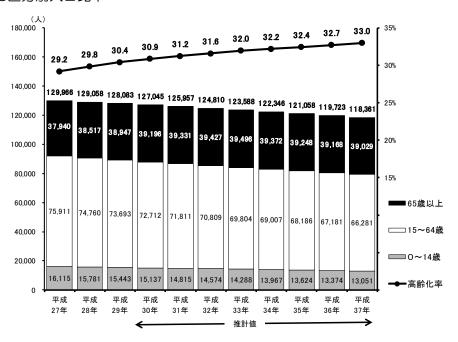
【第2章】 地域を取り巻く状況と今後の課題

1. 伊勢市を取り巻く状況

(1)人口

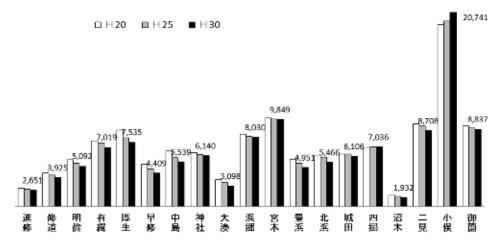
生産年齢人口(15歳から64歳)と年少人口(0歳から14歳まで)の減少が続く一方で、 老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。また、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、平成29年(2017年)で30.4%を占めています。老年人口は、平成33年(2021年)をピークに減少に転じる見込みですが、人口減少が進むため、平成37年(2025年)には高齢化率が33%になると見込まれます。

〇年龄3区分別人口比率

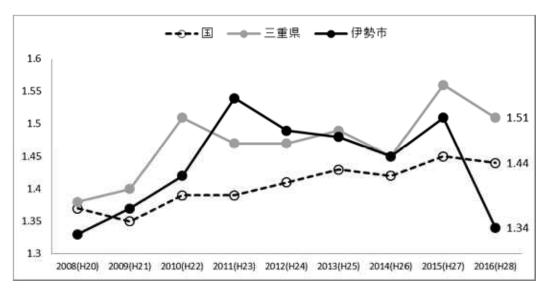


資料:住民基本台帳人口(各年9月末日)に基づくコーホート変化率法による推計

〇住民基本台帳における人口(3月31日現在)



○合計特殊出生率

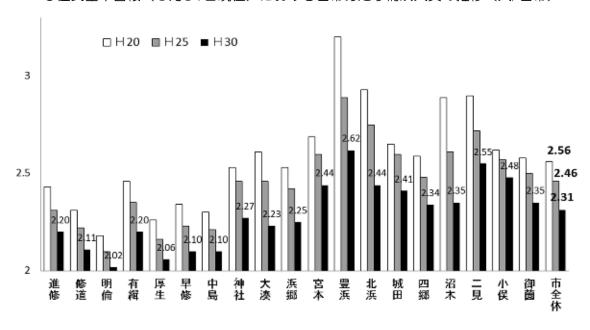


※伊勢市統計要覧より

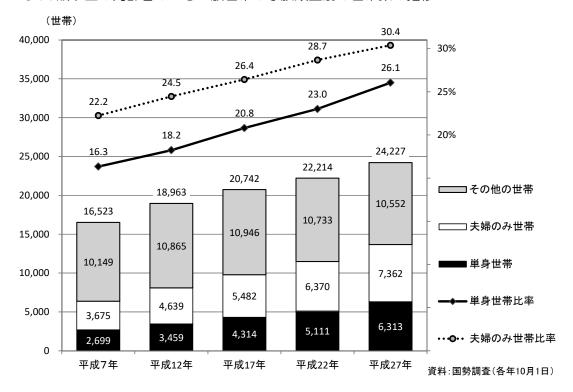
(2)世帯

国勢調査における世帯数は、平成 27年(2015年)が 50,938世帯で、世帯あたりの構成人数は 2.51 人となりました。平成 30年(2018年)3月31日現在の住民基本台帳においては、世帯あたりの構成人数は 2.31 人となっています。この背景には、核家族化の進行や単身世帯の増加などがあります。また、高齢者のいる世帯では、夫婦のみや単身世帯の増加が目立ちます。

〇住民基本台帳(3月31日現在)における世帯あたり構成人員の推移(人/世帯)



〇65歳以上の高齢者のいる一般世帯の家族類型別の世帯数の推移

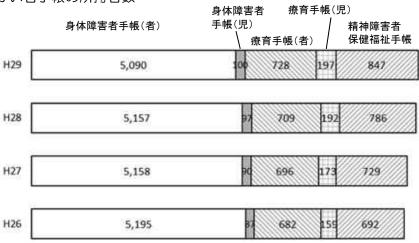


(3)要支援者の実態

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数は平成28年度(2016年度)末には7,708人、要介護認定率は19.9%となり、いずれも過去最高となっています。

また、障がい者手帳所持者数も増加し、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加率が高くなっています。





19.9 19.9 19.8 19.7 19.5 19.4 10,000 20 18.5 認定者数(人) 18.4 18.3 定 18.3 18.3 18.3 18.0 17 9 18 -0--0 •••• 18.0 17.9 17.9 17.8 **•** 17.6 17.3 16.9 8,000 16 7,708 7,555 7,451 16.2 16.0 ■要介護5 7,153 7,086 772 800 746 6,730 785 ■ 要介護4 6,343 831 6.136 978 811 956 933 limmi 5,752 ШШ 6,000 748 hiiiil 948 ⋯⋯ 要介護3 674 ШШ 856 590 ШШ 905 879 884 ШШ limmi 841 855 10 _____要介護2 huml 907 791 952 1,272 941 1,233 1.197 ▼▼ 要介護1 1,080 4,000 1,210 1.153 1,247 1.134 ■要支援2 1,112 1,020 1,639 1,469 1,591 1,391 1,035 1,294 ■要支援1 1,276 1,225 2,000 1,219 994 1,037 1,178 1,011 認定率(伊勢市) 890 870 786 739 Ξ 683 = □ 認定率(三重県) 597 E

○要介護認定者数等の推移

資料:平成20年度から平成27年度:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、平成28年度:「介護保険事業状況報告(月報)」 ※認定者数は第2号被保険者を除く

999

平成

25年3月

1,088

平成

26年3月

1,197

平成

27年3月

1,116

平成

28年3月

1,154

平成

29年3月

n

••●••認定率(全国)

○伊勢市の地域包括支援センター	-における相談件数

866

平成

24年3月

727

平成

23年3月

605

平成

22年3月

408

平成

21年3月

0

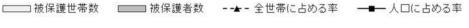
	市地域	或包括	西地域	或包括	東地域	域包括	南地域	或包括	中部地	域包括
	実数	延数								
平成 25	365	638	453	910	265	420	371	715	_	_
26	283	303	343	584	370	539	401	797	258	399
27	336	347	305	574	386	634	347	630	246	445
28	336	696	405	786	441	764	377	683	311	430
29	422	673	502	665	487	845	623	732	329	727

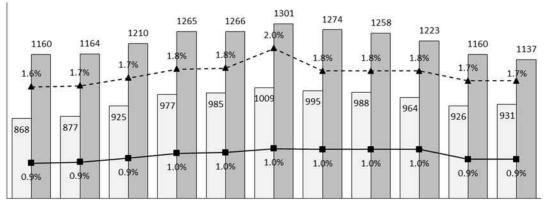
(4) 生活保護の状況

景気悪化の影響を受け、平成 20 年度(2008 年度)以降、生活保護についての相談、被保護世帯数は増加するものの、平成 25 年度(2013 年度)をピークに稼動年齢層(15 歳から 64 歳)における被保護者数は減少しています。

また、被保護者の年齢構成は、人口構造の少子高齢化と同様に推移しています。

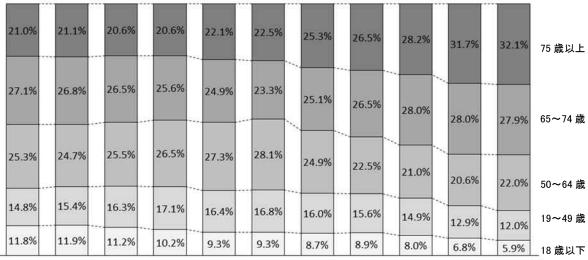
○被保護世帯数、被保護者数





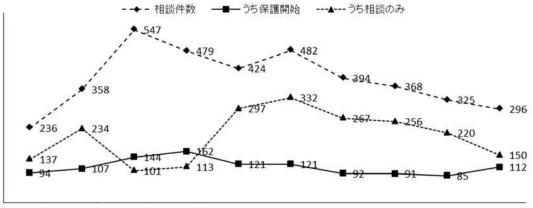
H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度

○年齢別被保護者の割合



H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度

○生活保護の相談件数

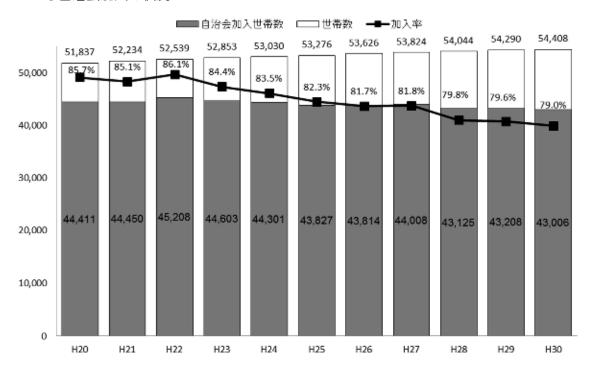


H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度

(5) 社会参加

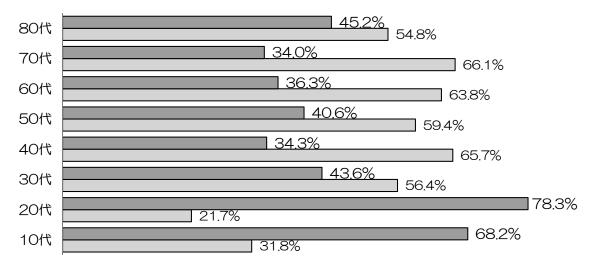
自治会の加入率は減少傾向にあり、平成 29 年(2017年)には 79.6%となっています。また、住民意識調査の結果からは、30 代以上の人の半数以上が何らかの地域活動に参加していることが伺えますが、20 代では、地域の活動に参加していない割合が 60%を超える状況となっています。

〇自治会加入の状況



〇住民意識調査「問 12 あなたは現在、地域でどんな活動に参加していますか。」 ※地域活動への参加の有無(年代別クロス集計の結果)

■特に参加していない □参加している

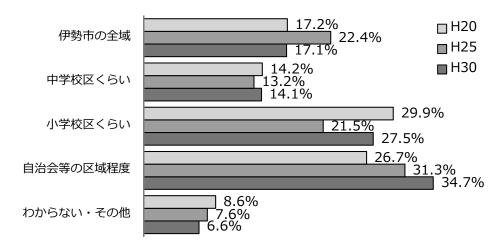


2. 住民意識調査における地域の実態把握、課題の分析

計画策定にあたって、平成 30 年(2018 年)5 月時点で市内にお住まいの方のうち、18 歳~29 歳、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳代、80 歳以上の男女を対象に住民意識調査を実施しました。調査は 4,018 人を無作為抽出して実施し、集約状況は、1,865 人(回収率 46.42%) となり、その結果について分析することとしました。

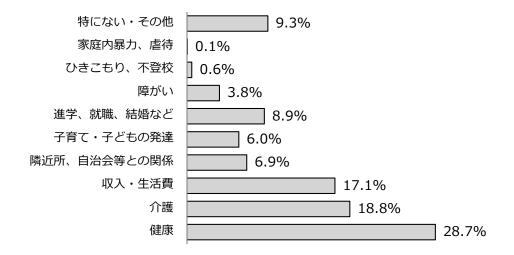
(住民意識調査集約結果より抜粋)

〇問 5 日頃のくらしの中で「地域」ということを意識した場合、あなたの考える「地域」は、次のどの範囲と感じますか。

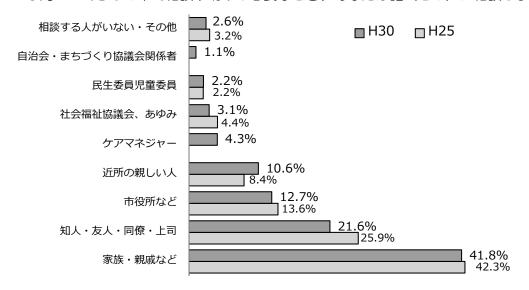


※ くらしの中で感じる「地域」の範囲は、「自治会等」、「小学校区くらい」をあわせ、62.2%となっています。地域活動の中心を担う自治会やまちづくり協議会の活動範囲を『身近な地域』と捉えていると考えられます。

〇問 6 あなたは、くらしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。

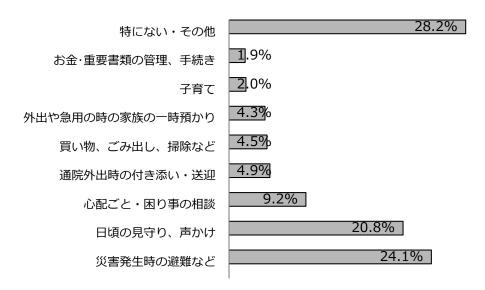


○問7 くらしの中で相談や助けが必要なとき、あなたは誰(どこ)に相談しますか。



※ 問6、問7では、健康・介護・生活に不安を感じている人の割合が多い結果となっています。また、困った時、ほとんどの回答者が「家族や親戚のなどの身内」「知人・友人・職場の親しい人」に相談しており、「自治会やまちづくり協議会関係者」や「民生委員・児童委員」などの地域を支える人に相談する人の割合は低い状況です。

〇問 9 あなたのくらしの中で、どのようなことを地域の人に手伝ってほしいと感じていますか。



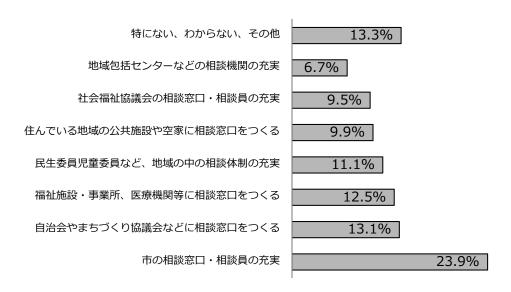
※ 「災害発生時の避難など」と回答した人が最も多く、次いで「日頃の見守り・ 声かけ」や「心配ごと・困り事の相談」となっています。さらに、外出時の付き添いや送迎、買い物やごみ出し等の手伝い、外出時の家族一時預かりなど日常生活における支援を求める声も看過できません。世帯構成の変化や高齢化の進行が影響していると考えられます。 〇問 11 あなたは、ふだん、ご近所やお住まいの地域の方と、どの程度の付き合いを していますか。

> 自治会やまちづくり協議会などの活動に一緒 に参加

H30	11.2%	11.9%	30.7%	38.4%	7.0%
	時に相談 、助け合 る		立ち話など の程度	あいさつをかわ す程度	付き合いはほと んどない
H25	14.1%		35.2%	44.5%	5.7%

※ 地域とのつながりについては、ふだんは「あいさつをかわす程度」や「立ち話などの程度」とする回答が大半でした。困った時に助け合っているとの回答は約11%にとどまっています。

〇問 15 困っている人や、困っている人を知っている人が、気軽に相談できるように するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。



※ 困っている人が気軽に相談できるようにするため、「市の相談窓口の充実」が 必要と回答した人は約24%で、「自治会やまちづくり協議会」、「福祉施設、 医療機関等」、「公共施設や空き家」など、住んでいる地域の身近なところに 相談窓口をつくる、と考える人が次いで多い結果となっています。

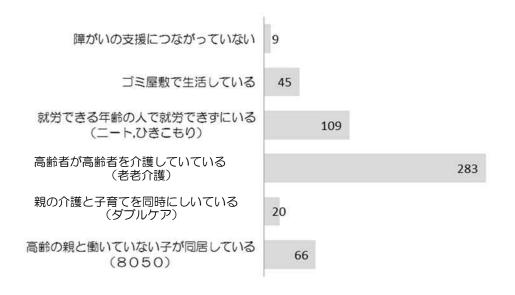
3. 深刻な担い手不足と地域の課題

地域包括支援センターや生活サポートセンターあゆみといった相談窓口には、失業・不安定就労、借金に関する相談のほか、高齢者が高齢者を介護する老老介護、育児と介護のダブルケア、8050 問題などを複合的に抱えている人や、既存の制度や福祉サービスでは支援が難しい「制度の狭間」に陥っている人などの事例が報告されています。また、自治会やまちづくり協議会等を通じて、「近隣住民からゴミ屋敷のことで困っている」など、地域社会から孤立するケースも市や社会福祉協議会へ報告されています。

一方では、個々の事例や課題の解決にあたる介護などの専門職の人材不足が社会問題となる中、人口減少、高齢者世帯の増加など社会の変化を背景として、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員など、地域に欠かせない組織・機関においても、新たな担い手の確保が課題になっています。

誰もが安心して住みなれた地域で暮らせるようにするためには、困りごとの深刻化を 未然に防ぎ、必要な支援が行き届くよう早期の発見・相談につなぐことが重要であり、 そのためには、日常から住民どうしが関わり合い、ふれ合い、一人ひとりが主体となっ てお互いを支え合う「地域共生社会(※用語の解説参照)」の実現が求められています。

※ 地域の実情の実態把握についての民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート (平成30年(2018年)7月)より



【第3章】 計画がめざすこと

『地域共生社会の実現』

誰もが安心して心豊かに住みなれた地域で暮らしていくためには、生活の基盤としての地域社会が元気であること、地域社会が持続可能であることが不可欠だと考えます。

少子高齢化、人口減少の中では、これまでの既存の枠組み、制度やサービスだけでは解決が困難となっている「制度の狭間」の問題が顕著となっています。この課題に対応するためには、行政や福祉関係だけでなく、住民や地域、ボランティア、NPO (※用語の解説参照)、民間事業者といった幅広い支援のしくみが必要です。

市と社会福祉協議会は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、身近な地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる「地域共生社会の実現」をめざします。

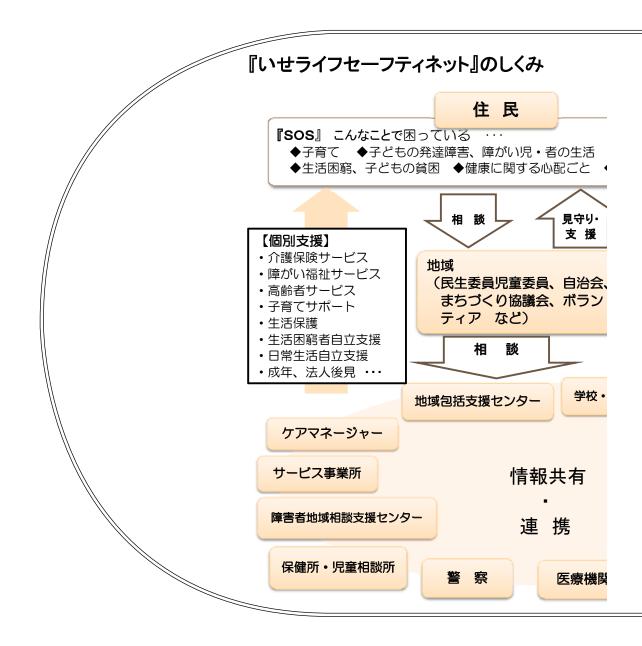
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成 29 年(2017年) 12 月 12 日厚生労働省)

- ○支え手側と受け手側の区別なく、誰もが役割をもち、活躍できる「地域共生社会 の実現」
- ○福祉の領域を超えたあらゆる分野において「支え・支えられる関係」をつくり、 地域福祉によって地域社会の持続性、地域生活の資質の向上
- ○地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創出
- ○「地域共生の文化」の創出、地域のすべての構成員の参加・協働、重層的なセーフティネットの構築・包括的な支援体制の整備、福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場・働く場の創造、の視点を重視した取り組みの推進
- 〇住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域の中の生活課題を把握し 解決を試みることができる環境の整備、課題に関する相談を包括的に受け止める 体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備

(1)全世代対応型の地域包括ケアシステム (%用語の解説参照) の推進

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年(2025 年)を目途に、「地域包括ケアシステム」の推進に向けた取り組みが行われています。少子高齢化、人口減少といった社会の変化の中、地域では高齢者だけでなく、さまざまな分野・世代が抱える課題への対応が求められており、地域福祉の視点から全世代・全分野の課題に対応できるしくみづくりが必要です。

伊勢市は、高齢者のみならず、障がいのある人や子どもなど、すべての人が住み慣れた住まい・地域で安心して暮らせるよう、個人や家族、地域での支え合い・助け合いを通して、住民、自治会、まちづくり協議会、ボランティアの皆さんと保健・医療・福祉などさまざまな分野の関係機関が連携し、必要なサービスとしくみづくりに取り組み、「地域包括ケアシステム」を推進します。



(2) いせライフセーフティネットの構築

市と社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、平成 29 年度(2017 年度)から「いせライフセーフティネット」の構築に取り組み、困っている人に必要な支援が行き届くしくみづくりを進めています。

市は、保健、介護、障がい、子育て、経済的困窮など福祉のさまざな分野の制度やサービスを提供していくとともに、新たな課題やニーズに対応できるよう、支援のあり方を考えながらその充実を図ります。また、社会福祉協議会とともに、困っている人が相談しやすい窓口を身近な地域に開設したり、アウトリーチ(※用語の解説参照)により「声なき声」を発見し、その人に寄り添い、伴走しながらその人らしい暮らしを支援します。

さらに、自治会や民生委員・児童委員、まちづくり協議会など、地域を支える人や関係機関との連携を強化し、お互いが支え合いながら地域のみんなで困りごとを解決するしくみづくりを進め、「一人ぼっちにさせない地域ぐるみの支援の輪」を広げ、複合的な課題を抱える人も住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるまちづくりをめざします。

"声なき声に気づき、1人ぼっちにさせない"

- ◆高齢者の生活・介護
- ◆ゴミ屋敷、ゴミ出し など

例えば・・・

- ・ゴミ屋敷の解決
- ・ 宅老所の設置
- ・地域内の配食サービス
- ・生活お助け隊(日常生活支援)

【地域支援】

- ・地域支援のしくみづくり⇒おもいやりとやりがいでお互いを支援する人のネット
 - ⇒おもいやりとやりがいでお互いを支援する人の<u>ネット</u> - **ワークづくり**
- ・地域に点と点を結ぶ『きっかけ』の拠点の設置
 - ⇒身近な地域での『福祉なんでも相談窓口』
- ・地域の自主的な見守り体制づくり
- ⇒サロン、会食会など<u>小地域での交流、居場所 づくり</u>
- ⇒**地域の担い手づくり**のためのボランティア活動の支援

保育所

市

く社会福祉協議会>

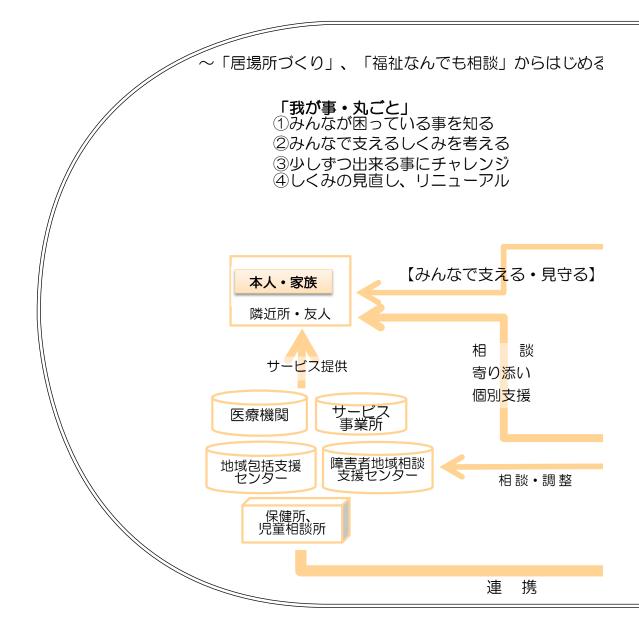
コミュニティワーカー(CW) コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

生活支援コーディネーター

「我が事・丸ごと」の地域づくり(※用語の解説参照)

平成 29 年度(2017 年度)から、「我が事・丸ごと」の地域力強化推進事業が始まりました。「我が事・丸ごと」は、住民の身近な地域の中で、住民一人ひとりが主体的に地域のことや地域で困っている課題を「我が事」ととらえ、自分のまわりの人と情報を共有しながら、みんなで協力して解決していく意識の醸成をめざします。

また、住民が把握した課題を地域全体が「丸ごと」受け止め、その解決のためにみんなで挑戦することで、住民の地域活動への参加意識を高めること、住民どうしのつながり、関わり・絆を大切にしながら「地域の底力」を強めていくことをめざします。



〇居場所づくりと社会資源どうしのつながり

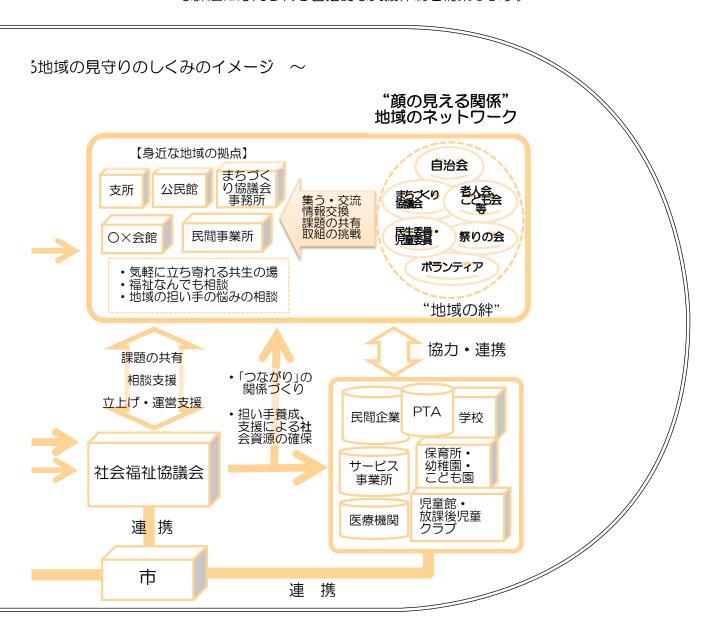
コミュニティワーカー(CW) (※用語の解説参照) がアウトリーチにより地域の福祉課題を把握するとともに、サロンや集いの場などの身近な地域の中の居場所の開設、運営を支援します。分野を超えて人と人がつながり、地域のさまざまなニーズに応えられる社会資源のつながりを実現します。

○気軽に相談できる地域の拠点の整備

居場所の定着化を図りながら、身近な地域で困った時に気軽に相談できる地域の拠点として「福祉なんでも相談窓口」を開設し、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現をめざします。

○包括的支援体制の構築

地域全体で丸ごと支える体制づくりをめざし、自治会、まちづくり協議会、民 生委員・児童委員、保健福祉の関係者、社会福祉協議会、市が一体となって多様 な課題に応えられる包括的な支援体制を構築します。

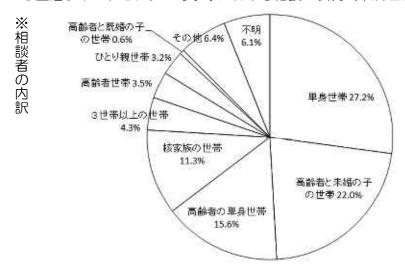


② 「制度の狭間」への対応

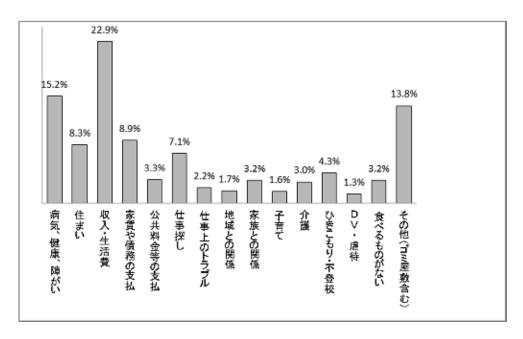
平成 29 年(2017 年) 4月、伊勢市社会福祉協議会が『伊勢市生活サポートセンターあゆみ』を開設し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)(※用語の解説参照)がアウトリーチにより、地域社会から孤立し、困窮、介護、障がい、子育て、ひきこもり、ゴミ屋敷など、さまざまな課題を複合的に抱えるなど、困りごとのある人に寄り添い、伴走しながらその人の人間関係・生活環境を尊重した支援に取り組んでいます。

これらに対しては、生活困窮者自立支援事業を活用した生計の立て直しをきっかけに、既存の制度やサービスでは対応が困難なケースに対し、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター(※用語の解説参照)、コミュニティワーカー、専門職、自治会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域を支える社会資源と連携した問題解決の方法を模索しています。

〇生活サポートセンターあゆみにおける相談の状況(平成29年度(2017年度))







(3)権利擁護体制の確立

これまでも、判断能力に不安のある人の地域生活を支援する日常生活自立支援事業 (※ 用語の解説参照) や、虐待に関する相談窓口の設置、関係機関によるネットワークを通じ、誰 もが住み慣れた住まい・地域で尊厳をもって生活できる取り組みを進めています。

一方、核家族化や認知症高齢者の増加、また、障がい者の地域移行等の推進により、 高齢者だけでなく、障がいのある人、子育て世代など、さまざまな人が地域の一員とし て暮らすうえで、困りごとや虐待に関する相談、必要なサービスにつながらないケース も報告されています。

また、平成29年(2017年)3月、成年後見制度 (※用語の解説参照)の利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村に対し成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)の策定が努力義務化され、あわせて関係機関の連携による成年後見制度に関する施策の取り組みが求められています。

このことを踏まえ、伊勢市では市町村計画を次のとおり本計画に盛り込みます。

「成年後見制度利用促進基本計画」

『成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的方針』

○中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

市は、国の基本計画を踏まえ、「伊勢市成年後見サポートセンター(仮称)」(以下「センター」という。)を設置します。センターは、成年後見制度利用に関する相談支援、市民への広報・啓発活動、成年後見制度の利用促進、市民後見人(※用語の解説参照)の養成、マッチング等を実施し、家庭裁判所と連携しながら、成年後見制度利用の中核機関としての役割を担います。また、センターの取り組みや後見人受任に関して、法律・医療・福祉の専門家等が連携する協議の場を設置します。

また、市、地域包括支援センター、障害者相談支援センターは、困難事例、虐待防止に関する検討、ケース担当者会議等を随時開催するとともに、センターが開催する 多職種連携によるチーム支援を目的とした会議に参加し、後見人及び本人をチームで 支えていきます。センターは、弁護士、司法書士等法律専門職をはじめ、福祉専門職 などの参加を得て、法務と福祉を連携する会議や研修会を定期的に開催し、地域連携 のネットワーク構築を推進します。

このように、市は地域連携ネットワークの充実をめざし、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所、三重県等との連携のあり方を検討します。

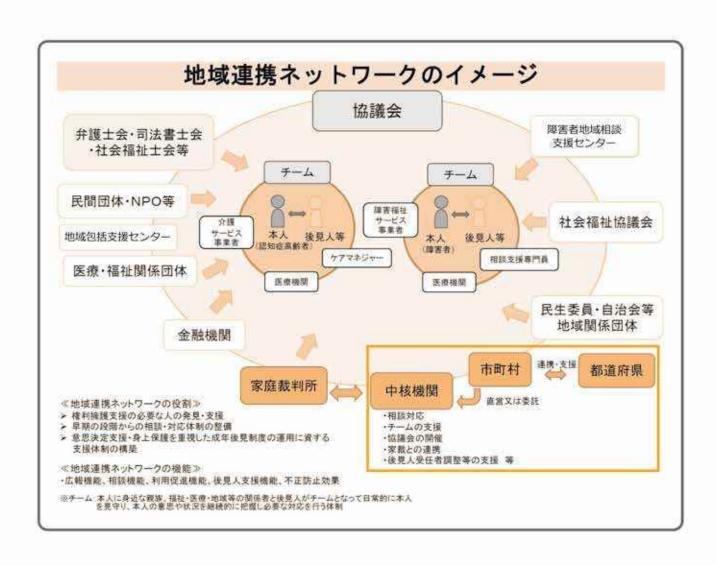
〇成年後見制度利用に係る助成

市は、成年後見制度を利用するにあたり費用負担が困難な人に対して、申立てに必要な審判請求費用や、専門職後見人等に対する報酬の助成を行うことにより、制度の利用の促進を図ります。

○地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能

市は、センター設置を行うとともに、以下の機能を段階的に整備します。

- ア 広報機能
- イ 相談機能
- ウ 成年後見制度利用促進機能
- 工 後見人支援機能
- 才 不正防止効果



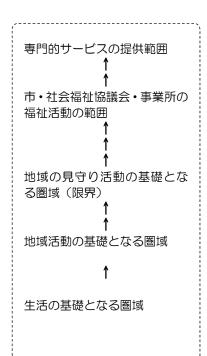
(4) みんなで支え合い、みんなが笑顔で暮らせるための圏域の設定

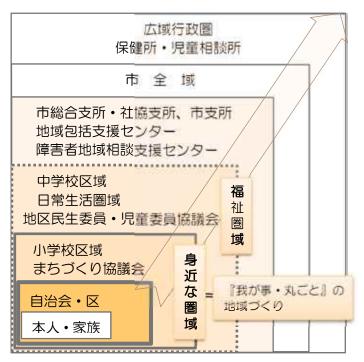
地域福祉を深化させるためには、身近な生活圏域における介護、障がい分野など拠点の連携により「面の整備」を推進するとともに、身近な地域の中での住民どうしのつながりを基本に、自らが地域の一員として、時には支える側となり生活していく地域共生社会の実現が求められます。そのために、面積、人口、地理的・歴史的条件、生活形態、地域活動の単位を踏まえた地域住民を支える福祉基盤が必要となります。

現在、伊勢市では民生委員・児童委員の活動地区のほか、高齢者分野について、中学校区を単位とする日常生活圏域(12圏域)が設定されています。また、障がい分野においては、3つの地域相談支援センターが担当地域で活動を行っています。

本計画では、福祉分野のいろいろな圏域の設定について検証し、連携を軸とした狭間を見逃さない体制づくりに向け、我が事・丸ごとによる地域共生社会の実現のための圏域の設定をめざします。

≪圏域の設定に関するイメージ≫





【第4章】 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

伊勢市総合計画(第3次)前期基本計画において、福祉分野がめざす「誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」の実現に向け、計画の基本理念は次のとおりとします。

" みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまち " ~ つながる「こころ」とつながる「ところ」 みんなでつむぐ伊勢のまち~

2. 基本目標と重点項目

2期にわたる計画の策定・推進において、公と地域の担い手の連携・協力体制の構築、 取り組みの実施を通じ、みんなの力で多様化する生活課題を克服し、さらに、新たな課題 にも対応していくこととしました。

しかし、人口減少や高齢化が進み、身近な地域を支える担い手の確保がさらに困難になっていることが、住民意識調査の結果や地域懇談会での意見などから読み取ることができます。また、複合化した課題を抱え、相談や支援につながらないケースへの対応も急務となっています。

第3期の計画では、地域の中で支え、受け止めることのできる「しくみ」「場」「ひと」 づくりを基本目標に掲げ、地域福祉を推進することとします。

◆基本目標1;みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

… 重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な 支援が届けられる環境を整える

◆基本目標2;みんなが参加できる共生の場づくり

… すべての人が地域の構成員として社会に参加できるよう、 地域全体で居場所、支え合う体制をつくる

◆基本目標3;地域でつながるひとづくり

… 支える側、支えられる側を固定することなく、積極的に 地域づくりに関われる人、つながる機能を確保する

3. 体系と推進目標

市や社会福祉協議会では、3つの基本目標、重点項目の推進のため、個々に目標と取り 組みを設定し、地域の皆さんとともに考え、できることから挑戦していく試みを実践しま す。

基本理念 "みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまち"

~ つながる「こころ」とつながる「ところ」 みんなでつむぐ 伊勢のまち ~

基本目標1: みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

◎重点項目: 丸ごと受け止める相談体制の推進

"重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な支援が 届けられる環境を整える"

【推進目標と取り組み】

1-1 福祉情報を必要な人に届ける取り組みの充実

市 ①生活に関連深い医療、保健、福祉などの情報を網羅して提供します

<u>社協</u> ①福祉に関する情報がわかりやすく伝わるように工夫します

②住んでいる地域の福祉情報が伝わるよう広報活動を充実します

1-2 気軽に相談できる体制の整備

- 市 ①身近な地域で、気軽に立ち寄り相談できる拠点の開設をめざします
 - ②身近な地域の中の拠点を軸に、受け手、支え手が困った時に気軽に相談 できる体制をめざします
 - ③地域での見守り体制の充実を進めます
- 社協 ①地域に出向き、見えていない課題の掘り起こしに取り組みます
 - ②地域を支えるさまざまな団体と連携し、地域の拠点を軸とした相談支援体制 の構築を進めます
 - ③地域の担い手が、住民の相談を受け止められるよう対応力の強化を 支援します
 - ④相談援助に携わる職員配置の充実と資質の向上を図ります

1-3 権利擁護体制の充実

- 市 ①成年後見を含む権利擁護の体制を整備し、周知と利用促進を図ります
- 社協 ①その人らしい地域生活が可能となるよう、成年後見を含めた権利擁護に 関する支援を推進します
 - ②権利擁護に係る関係機関との連携を強化します

1-4 制度の狭間問題への対応

- 並 ①制度の狭間にいる人の早期発見・支援を目的とした連携を図ります ②ひきこもり、罪を犯した人などの地域生活を支えるしくみを進めます
- 社協 ①制度の狭間にいる人のSOSをキャッチできるようなしくみづくりを推進します ②生活困窮者や制度の狭間への支援体制づくりを推進します

1-5 地域福祉ネットワークの構築

- 市 ①複合的な課題を抱える人・世帯への支援体制を充実します
 - ②我が事・丸ごとの地域づくりを進めるための圏域を設定します
- ③身近な地域の中のネットワークや他機関との連携を強化します
- 社協 ①身近な地域の中のネットワークや他機関との連携を強化します

1-6 地域活動活性化のための財源の確保

- 市 ①地域福祉推進のための財源確保のしくみを検討します
- 社協 ①寄付や共同募金等の活用を推進します

基本目標2: みんなが参加できる共生の場づくり

◎重点項目: 気軽に集える場づくりの推進

"すべての人が地域の構成員として社会に参加できるよう、

地域全体で居場所、支え合う体制をつくる"

【推進目標と取り組み】

2-1 誰もが集える居場所の充実

市 ①さまざまな分野、世代を超えた交流ができる「共生の場」の確保を進めます

<u>社協</u> ①身近な地域の中の集いの場を充実し、交流の場としての受け皿づくりを推進

②世代、障がいの有無に関わらず、みんなが交流できる機会を増やして いきます

2-2 身近な地域における「福祉でまちづくり」体制の推進

- 直 ①身近な地域でのふれあいや交流活動の活性化をめざします
 - ②自治会・区、まちづくり協議会の活動を支援します
 - ③すべての人が社会の一員として、さまざまな活動に参画できる環境 づくりをめざします
- 社協 ①まちづくり協議会や地区社会福祉協議会などと連携し、地域と伴走する 福祉のコーディネーターを配置します
 - ②地域カルテを作成・活用し、地域の実態に則したまちづくりを推進します
 - ③まちづくり協議会、地区社会福祉協議会など地域の担い手と連携し、地域 ごとに抱えている困りごと等が解決できる方法を一緒に考えます

2-3 地域で活躍できる人や資源とのつながりづくり

- ①福祉以外の分野で活動する人・団体との連携を深めます ②さまざまな人が活躍・活動できる場、情報の提供を進めます ③障がいのある人の社会参画を支援するための人材を育成します
- <u>社協</u> ①さまざまな分野で活躍している人や団体等と連携し、地域の中のつながりを 広げます
 - ②地域の企業や団体等との連携を推進するとともに、地域活動とのマッチングを図ります

2-4 いざという時に支え合える体制づくり

- 重 ①災害時に地域の支え合いにより安心して避難できる支援体制づくりを めざします
 - ②地域生活支援拠点の整備をめざします
- 社協 ①地域活動を通じて、身近な地域で支え合える関係づくりをめざします

基本目標3: 地域でつながるひとづくり

◎重点項目: 支え合い助け合うひとづくりの推進

'支える側、支えられる側を固定することなく、積極的に地域づくりに

関われる人、つながる機能を確保する"

【推進目標と取り組み】

3-1 地域福祉の意識の啓発

- 重 ①地域の中の支え合い・助け合い・関わりあう意識づくりを高めます。
- ②地域福祉に対する関心・理解を高める研修を充実します
- 社協 ①身近な地域の中で、地域ぐるみの福祉教育を推進します
 - 2教育委員会や学校と連携して、福祉学習プログラムを充実します
 - ③地域福祉に対する関心・理解を高める研修を実施します

3-2 自主的な地域活動に参加できる取り組みの推進

- 市 ①さまざまな担い手の活動に関する情報を提供します
 - ②さまざまな担い手の育成・養成のための取り組みを進めます
- 社協 ①研修会や養成講座等の充実を図り、さまざまな分野で活動できる人の 発掘と養成を進めます
 - ②活動できる人と支援の必要な人がマッチングできるボランティアセンター 機能の充実を図ります
 - ③地域貢献を目的とした団体や企業のボランティアセンター登録を推進し、 連携を図ります

3-3 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

- 直 ①若者や元気な高齢者の地域活動への理解を深め、参加を促進します ②地元の企業、事業者等の地域貢献活動への理解と協力を促します
- 社協 ①企業・団体に地域活動への参画・協力を呼びかけながら連携を 図ります
 - ②ネットワークづくりを通じ、地域の社会福祉法人との連携を強化します
 - ③教育委員会、学校等と連携し、若者の地域活動への参加促進を 図ります

【第5章】 計画の推進に向けた具体的な取り組み

基本目標

みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

"重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な支援が届けられる環境を整える"

重点項目

丸ごと受け止める相談体制の推進

- ◆ 福祉に関する情報の提供
- ◆ 相談窓口の整備と包括的支援体制の充実
- ◆ 地域で課題を解決できるネットワークの構築
- ◆ 身近な生活圏域を意識した地域福祉圏域の設定
- ◆ 住民に身近な圏域において、多機関の協働による総合相談支援 体制の構築と包括的な相談支援体制の整備

※地域福祉ネットワーク会議 (※用語の解説参照) の写真





推進目標と取り組み

1-1 福祉情報を必要な人に届ける取り組みの充実

困りごとを抱えたとき、すぐに必要な情報を収集できるしくみを作ります。また、身近な地域の福祉情報を地域住民に届ける取り組みを充実します。

市の取り組み

① 生活に関連深い医療、保健、福祉などの 情報を網羅して提供します

- 地域福祉の視点から、各分野の制度や 地域が主体的に取り組む活動について の情報発信を充実します。
- 地域相談支援センターにおいて、障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報を提供します。
- 地域包括支援センター(※用語の解説参照)、 在宅介護支援センターにおいて、高齢 者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供します。
- 子育で支援センター(※用語の解説参照)において、子育で世代の相談に応じ、子育でに関する情報提供の充実を図ります。

社協の取り組み

① 福祉に関する情報がわかりやすく伝わる ように工夫します

- ホームページやSNSなどを活用した 広報活動を充実します。
- 各世代が見やすくわかりやすい広報紙 「社協だより」の発行を行います。

② 住んでいる地域の福祉情報が伝わるよう 広報活動を充実します

- 「支所だより」を充実させ、身近な地域の福祉情報をお知らせします。
- 身近な公共施設、病院、スーパー等を 活用し、福祉情報が地域住民に届きや すいしくみをつくります。

重点指標

取り組み	現状	5 年 後	担当
広報活動の充実	おおむね小学校区単位※ で「社協支所だより」を発 行している	おおむね小学校区単位で 「社協支所だより」を定期 的に発行している	社協
		ホームページ閲覧回数が 200,000回に達している	社協

※「おおむね小学校区単位」とは、平成 27 年(2015 年)4月1日現在の小学校区単位をいう。 (以降すべて同じ)

推進目標と取り組み

1-2 気軽に相談できる体制の整備

気軽に相談できる体制を整えることにより、問題が深刻化する前に対応できる ようにします。また、職員が地域に出向くことで問題の早期把握・早期対応につ なげます。

市の取り組み

① 身近な地域で、気軽に立ち寄り相談できる拠点の開設をめざします

- 身近な地域に「福祉なんでも相談窓口」 を設置し、常設化をめざします。
- 重層的な課題の解決に向け、基幹型総 合相談センターの設置をめざします。
- ② 身近な地域の中の拠点を軸に、受け手、 支え手が困った時に気軽に相談できる体 制をめざします
- 困りごとの相談や地域で受け止めた相 談について、地域の担い手と情報を共有 し、解決に向けた取り組みを地域と一緒 に考える拠点の設置と包括的な相談支 援体制をつくります。
- ③ 地域での見守り体制の充実を進めます
- さまざまな地域活動を通じ、身近な地域を支える担い手の連携を強化することで、地域の見守り体制の充実をめざします。

社協の取り組み

- ① 地域に出向き、見えていない課題の掘り 起こしに取り組みます
- サロン等へ出向き、生活課題についての 情報収集を行います。
- ② 地域を支えるさまざまな団体と連携し、 地域の拠点を軸とした相談支援体制の構 築を進めます
- 地域が主体的に取り組む「福祉なんで も相談窓□」の設置・運営を支援します。
- ③ 地域の担い手が、住民の相談を受け止め られるよう対応力の強化を支援します
- 地域の担い手向けの研修会や意見交換 会を実施します。
- ④ 相談援助に携わる職員配置の充実と資質 の向上を図ります
- 職員研修プログラムを導入し、相談対 応力の向上を図ります。
- 地域の実情に応じた職員の配置体制を 強化し、気軽に相談できる組織づくり を行います。

重点指標

取り組み	現 状	5 年 後	担当
『福祉なんでも相談窓□』の設置	社協支所4カ所、地域主体 2カ所に設置している	おおむね小学校区単位に 1 カ所すつ設置ができている	市・社協
地域における福祉相談員 (※用語の解説参照)の養成	福祉相談員養成プログラム を研究している	おおむね小学校区単位に 1 人すつ養成ができている	市・社協
コミュニティソーシャル ワーカーの充実	生活サポートセンターあゆ みに配置している	最大20人の配置をめざし、市・ 市全体をカバーできる支援 体制ができている	
重層的な課題解決のため の総合相談機能の充実	いせライフセーフティネッ ト事業を開始している	基幹型総合相談センターを 設置している	市

推進目標と取り組み

1-3 権利擁護体制の充実

誰もが「自分らしく」地域で暮らせるように、虐待等の権利侵害の防止に努めるとともに、困難を抱える人の地域生活を守る体制を充実させます。

市の取り組み

① 成年後見を含む権利擁護の体制を整備 し、周知と利用促進を図ります

- 中核機関を設置し、権利擁護 (※用語の解 説参照) のための地域連携ネットワーク の構築をめざします。
- 知的障がいや精神障がいのある人や、 認知症高齢者で親族がいない人等に対 し、成年後見申立て手続きを支援する など権利擁護制度の充実を図ります。
- 各種相談を通じ、障がいのある人やその保護者、高齢者等へ権利擁護、成年 後見制度等の情報を提供します。
- 日常生活自立支援事業の対象とならないケースについて、生活困窮者自立支援事業(※用語の解説参照)と連携し対応します。
- 子どもや障がい者や高齢者の虐待防止 を推進します。

社協の取り組み

- ① その人らしい地域生活が可能となるよう、成年後見を含めた権利擁護に関する 支援を推進します
- 日常生活自立支援事業、法人後見活動 の充実を図ります。
- 成年後見制度の受け皿を確保していく ため、市民後見人を養成します。
- 身寄りがない人のための身元保証人制度についてあり方を検討します。
- ② 権利擁護に係る関係機関との連携を強化 します
- 相談や申請手続きなどを通じ、弁護士、 司法書士等との連携を強化します。

重点指標

取り組み	現 状	5 年 後	担当
日常生活自立支援事業 の推進	利用件数が 138 件となって いる	利用件数が 152 件に到達 している	社協
生活支援員 (※用語の解説参 照) の養成	地域での活動者数が 20 人と なっている	地域での活動者延数が 100 人となっている	社協
法人後見の促進	受任件数が5件となっている	受任件数が 25 件となって いる	社協
中核機関(成年後見サボートセンター(※用語の解説 参照)の設置	設置に向けた準備を進めてい る	中核機関を設置し運営して いる	市・社協
市民後見人の養成	実施に向け検討中	養成講習修了者数が 30 人 となっている	社協

1-4 制度の狭間問題への対応

ひきこもりなど制度の狭間にいる人の声をキャッチできるしくみをつくり、 早期に発見し、課題が複雑化する前に早期対応できる体制と、継続的に対応でき るよう新たな社会資源の創出に取り組みます。

市の取り組み

① 制度の狭間にいる人の早期発見・支援を 目的とした連携を図ります

- 関係機関、庁内における連携体制を強化し、制度の狭間の問題について情報の収集と共有を図りながら早期に支援できる体制を構築します。
- 身近な圏域で、顔の見える関係づくり のための会議を開催します。

② ひきこもり、罪を犯した人などの地域生活を支えるしくみを進めます

- 虐待の未然防止、早期発見、迅速な対 応のため、身近な地域の拠点を活かし た地域における関係機関等の連携体制 を強化します。
- 孤立解消・貧困対策としての地域による子育て環境を構築します。
- 三重県の地域生活定着促進事業と連携 し、罪を犯した人などの地域生活を支 えます。

社協の取り組み

- 制度の狭間にいる人のSOSをキャッチできるようなしくみづくりを推進します。
- アウトリーチなどにより、地域に潜在する制度の狭間にいる人の実態把握を実施します。

② 生活困窮者や制度の狭間への支援体制づ くりを推進します

- 生活困窮者自立支援事業を通じ、生活 困窮者や制度の狭間の人への対応の充 実を図ります。
- 食糧支援や物品支援等のサービスの充 実を図ります。

取り組み	現 状	5 年 後	担 当
制度の狭間問題につい	民生委員・児童委員、主任児	民生委員・児童委員、福祉施設	社協
ての実態把握調査の実	童委員対象にアンケート調査	従事者、教育関係者等にアンケ	
施	を実施している	ート調査を実施している	
生活困窮者自立支援事	個別支援プランの作成件数が	個別支援プランの作成件数が	社協
業の充実	45件となっている	100件となっている	
生活困窮者支援のため のフードドライブ (※用語 の解説参照) の充実	協力団体5団体となっている	協力団体 10 団体となっている	社協

1-5 地域福祉ネットワークの構築

「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていくための圏域を設定し、身近な圏域で住民が主体的に問題を解決できるよう地域福祉のネットワークづくりを進めていきます。

市の取り組み

① 複合的な課題を抱える人・世帯への支援 体制を充実します

- 多職種、多機関による連携体制と関係 部署が連携し支援するしくみの確立を めざします。
- 市と社会福祉協議会において、連携会 議を定期的に開催します。
- DVで緊急避難した世帯、一人親家庭、 子育てと仕事の両立が難しい家庭の自立支援のため、関係機関との連携を強化 します。
- 見守り支援の充実に向け、子ども家庭 支援ネットワーク(要保護児童対策地域 協議会)との連携を図ります。

② 我が事・丸ごとの地域づくりを進めるための圏域を設定します

- 身近な生活圏域で住民どうしが地域の 課題を把握・共有し、地域全体で課題の 解決に向け取り組める範囲を意識した 「地域福祉圏域」の設定をめざします。
- ③ 身近な地域の中のネットワークや他機関 との連携を強化します
- 地域相談支援センターや地域包括支援センターにおける相談の充実を図ります。
- 在宅医療・介護の専門職の連携を推進 します。

社協の取り組み

① 身近な地域の中のネットワークや他機関 との連携を強化します

- おおむね小学校区域において、懇談会を 通じ「顔の見える関係」づくりを行います。
- 日常生活圏域において専門職による「地域福祉ネットワーク会議」を定期的に開催し、身近な地域の中の課題を共有します。
- 市と社会福祉協議会が地域福祉に関する総合的な連絡調整会議を開催し、課題解決のための方策を検討・協議します。

取り組み	現状	5 年 後	担当
身近な圏域ごとにネットワーク化を図るため の会議を開催	おおむね小学校区域で「顔の見える関係」づくりの会議の立ち上げを支援している。地域包括支援センターのエリアでネットワーク会議を年2回開催している	の見える関係」づくりの会議	市·社協
総合調整会議の開催	目的や役割について検討して いる	集約された地域課題を解決 するための検討や事業化を 行っている	市·社協
地域福祉圏域の設定	福祉の分野ごとに個々の圏域 を設定している	各分野との連携を重視した 地域福祉圏域のための見直 しを行っている	市•社協

1-6 地域活動活性化のための財源の確保

地域活動をより活性化させていくために、既存の財源の有効活用や新たな財源 確保のための取り組みなどを行っていきます。

市の取り組み

- ① 地域福祉推進のための財源確保のしくみ を検討します
- クラウドファンディング(寄付型)(※用語 の解説参照)、ふるさと納税、企業の社会貢献の活用を検討します。

社協の取り組み

- ① 寄付や共同募金等の活用を推進します
- 共同募金のテーマ型募金や募金百貨店などの取り組みを強化します。
- 指定寄付等、企業の地域貢献活動を推進します。

取り組み	現 状	5 年後	担当
赤い羽根共同募金におけ るテーマ型募金の推進	実施に向け準備中	地域課題に合ったテーマ型 募金を実施している	社協
赤い羽根募金百貨店プロ ジェクト(※用語の解説参照) 協力企業の発掘	協力企業が 9 社となっている	協力企業が 30 社となって いる	社協

基本目標 2

みんなが参加できる共生の場づくり

"すべての人が地域の構成員として社会に参加できるよう、地域全体 で居場所、支え合う体制をつくる"



気軽に集える場づくりの推進

- ◆ 誰もが集える居場所や機会の提供
- ◆ さまざまな分野で活躍している人、団体等との交流、連携
- ◆ 困ったときに助け合える支え合いの体制づくり
- ◆ 地域を支える担い手とその活動の支援
- ◆ 地域の困りごとを解決するための支援

宅老所やサロンの光景









2-1 誰もが集える居場所の充実

市民自らが生きがいをもって参加できる活動の場づくりを推進し、福祉活動が 活性化できるよう取り組みます。

市の取り組み

- ① さまざまな分野、世代を超えた交流ができる「共生の場」の確保を進めます
- 気軽に集える住民主体のサロン、フリースペースの定着、充実が図れるよう支援します。
- 分野を超え利用できる「共生型サービス事業所(※用語の解説参照)」の整備について検討します。
- 地域寺子屋やこども食堂の開設・運営 支援のあり方を検討します。
- ひきこもりの人の社会参画に向けた居場所づくり、就労に向けた支援を進めます。

社協の取り組み

- ① 身近な地域の中の集いの場を充実し、交流の場としての受け皿づくりを推進します
- 住民主体のサロン等の活動場所の確保 に向け、相談・支援を実施します。
- 住民主体のこども食堂やカフェ等の立 ち上げ、運営を支援します。
- ② 世代、障がいの有無に関わらず、みんな が交流できる機会を増やしていきます
- フリースペース等多世代が交流できる 住民主体のさまざまな活動を支援します。
- 住民主体の三世代交流等の住民活動を 支援します。

取り組み	現 状	5 年 後	担当
共生型サロン等の設置	市全体で6カ所設置している	おおむね小学校区単位に1カ 所すつ設置できている	社協
家族会などの世代を超 えた当事者が集う場の 支援	市全体で1カ所設置している	市全体で3カ所設置できている	社協
フリースペース等の充 実	市全体で1カ所設置している	市全体で4カ所設置できている	社協

2-2 身近な地域における「福祉でまちづくり」 体制の推進

支援を必要とする人が自ら「SOS」を発信できる雰囲気や、周囲が支援できる関係づくりを構築するため、地域活動の場や学習の機会を提供するとともに、 福祉専門職の活動の充実を図ります。

市の取り組み

- ① 身近な地域でのふれあいや交流活動の活 性化をめざします
- 地域が主体となって取り組む地域内交流 事業を支援します。
- ② 自治会・区、まちづくり協議会の活動を 支援します
- 関係機関や社会福祉協議会と協力して、 地域福祉の視点から地域のさまざまな 活動を支援します。
- ③ すべての人が社会の一員として、さまざまな活動に参画できる環境づくりをめざします
- 就労経験や実習機会の少ない障がいのある人の企業の受入れの促進や就労体験を通じ、一般就労に向けたチャレンジのきっかけをつくり、障がいのある人とともに働くことへのイメージづくりと障がいへの理解を深めます。

社協の取り組み

- ① まちづくり協議会や地区社会福祉協議会 などと連携し、地域と伴走する福祉のコ ーディネーターを配置します
- コミュニティソーシャルワーカーを増 員し、気軽に相談できる体制作りをめざ します。
- ② 地域カルテを作成・活用し、地域の実態 に則したまちづくりを推進します
- アウトリーチ活動を活発化し、地域へ出 向き、地域の実態を共有します。
- モデル地区を選定し、福祉のまちづくり を推進します。
- ③ まちづくり協議会、地区社会福祉協議会 など地域の担い手と連携し、地域ごとに 抱えている困りごと等が解決できる方法 を一緒に考えます
- 住民主体の生活支援や移動支援のあり 方を地域と一緒に検討します。

取り組み	現状	5 年 後	担当
コミュニティソーシャル ワーカーの充実	生活サポートセンターあゆ みに配置している	最大 20 人の配置をめざし、 市全体をカバーできる支援 体制ができている	社協
地域カルテ (※用語の解説参 照) を活用した、福祉的な 観点からのまちづくり	地域カルテの作成を検討し ている	おおむね小学校区単位で作 成し、活用できている	社協
新たな社会資源の開発	まちづくり協議会と連携し 準備している	おおむね小学校区単位で新 たな社会資源が創出できて いる	社協

2-3 地域で活躍できる人や資源とのつながり づくり

新しい人や団体のつながりにより、地域における課題を解決し、新しい活動を 生み出す取り組みを推進します。

市の取り組み

① 福祉以外の分野で活動する人・団体との 連携を深めます

- 地域が主体的に取り組む小地域活動を 支援します。
- 地域で活躍するボランティアの育成などにより、社会資源の確保に努めます。

② さまざまな人が活躍・活動できる場、情報の提供を進めます

- 保育所における地域活動を通じ、地域 住民が子育て支援活動に主体的に関われる機会づくりを進めます。
- 子育てボランティアの養成に取り組み、地域の中で子育てにおける相互援助の関係づくりを進めます。

③ 障がいのある人の社会参画を支援する ための人材を育成します

○ 障がい者サポーター制度や手話奉仕員制度の推進などにより、地域で活動できる人材を養成・確保します。

社協の取り組み

- ① さまざまな分野で活躍している人や団体 等と連携し、地域の中のつながりを広げ ます
- 教育、農業、漁業、観光・商工等の福祉 以外の分野の団体等との連携を図ります。
- ② 地域の企業や団体等との連携を推進するとともに、地域活動とのマッチングを 図ります
- 企業や団体等と地域住民との交流の機会・場を創出します。
- ボランティアセンターが実施する生活 支援サポーター養成講座修了者と、地域 活動のマッチングにより、活動の場を提供します。

取り組み	現 状	5 年 後	担当
民間事業所、ボランティ ア等と地域住民との交 流の機会の確保	市全体で実施している	おおむね小学校区単位で実施 している	社協
無料職業紹介所への登 録推進	登録企業数が4社となっている	登録企業数が30社となって いる	社協

2-4 いざという時に支え合える体制づくり

普段から地域住民のつながりを強化し、平常時から緊急時まで、どんなときで も「安全・安心の支え合い」が発揮できる体制づくりをめざします。

市の取り組み

- ① 災害時に地域の支え合いにより安心して 避難できる支援体制づくりをめざします
- 災害時に要援護者の円滑な避難が図れるよう、個別避難支援計画の作成を支援 します。
- ② 地域生活支援拠点の整備をめざします
- 障がいのある人の重度化・高齢化や「親 亡き後」を見据え、地域全体で支えるサ ービス提供体制の構築を進めます。

社協の取り組み

- ① 地域活動を通じて、身近な地域で支え合 える関係づくりをめざします
- 災害時だけでなく、日常からの地域の中の「顔の見える関係」づくりのため、交流事業の活性化、支援を推進します。
- 日常から困った時に地域で助け合える ボランティアを養成します。

取り組み	現 状	5 年 後	担当
地域で助け合える災害ボ ランティアの養成	新たな災害ボランティアの 養成講座を検討している	市全体で 100 人養成できている	社協
地域の支え合いによる災 害時要援護者支援体制の 構築	災害時要援護者台帳の整備、 個別避難支援計画の作成支 援を行っている	地域で要援護者を支援する体 制が整備されている	市
緊急時に障がい見・者を受 け入れできる体制の構築		新たにショートステイを4床 増設している また、地域生活支援拠点(※用 題の解説参照)が整備されている	市

基本目標 3

地域でつながるひとづくり

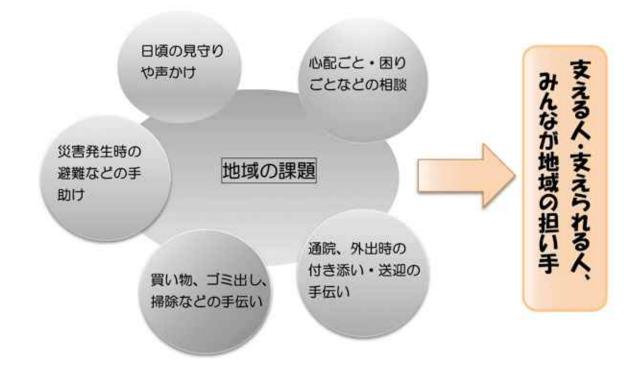
"支える側、支えられる側を固定することなく、積極的に地域づくりに関われる人、つながる機能を確保する"

重点項目

支え合い助け合うひとづくりの推進

- ◆ 若者をはじめ多世代への福祉教育の推進
- ◆ 地域福祉に対する関心・理解を高める研修の実施
- ◆ 自主的な地域活動を行っている人、団体の支援と地域を支える人材 発掘・養成
- ◆ 幅広い分野の担い手との連携、協働
- ◆ 地域課題解決の担い手と支援が必要な人のマッチング機能の充実

[イメージ]



3-1 地域福祉の意識の啓発

それぞれの地域やライフステージに沿った福祉教育を展開するとともに、子どもから大人まで幅広い世代が地域活動に関わることにより、福祉意識の醸成を図ります。

市の取り組み

- ① 地域の中の支え合い・助け合い・関わりあ う意識づくりを高めます
- 社会福祉協議会と協力して、世代を超え た福祉教育を推進します。
- 障がい者サポーター制度の普及啓発に より差別意識の解消を図ります。
- ② 地域福祉に対する関心・理解を高める研修を充実します
- 生活支援サポーター養成講座の実施及 び修了者のスキルアップ研修を通じ、地 域福祉に対する関心・理解を高めます。

社協の取り組み

- ① 身近な地域の中で、地域ぐるみの福祉教育を推進します
- 地域が主体的に開催する福祉出前講座 などを支援します。
- ② 教育委員会や学校と連携して、福祉学習 プログラムを充実します
- 年齢や段階に応じた福祉学習プログラムを開発します。
- ③ 地域福祉に対する関心・理解を高める研修を実施します
- 生活支援サポーター養成講座の実施及び修了者のスキルアップ研修を実施します。

取り組み	現状	5 年 後	担当
地域ぐるみの福祉講座プログラムの開発	市全体で3プログラムを実 施している	おおむね小学校区単位で福祉 講座プログラムに取り組んで いる	社協
福祉学習プログラムの立 案と開発	福祉学習を1プログラム実 施している	世代別に選択できる5プログラムの福祉学習が立案できている	社協

3-2 自主的な地域活動に参加できる取り組み の推進

地域の中の困りごとを住民どうしが協力して解決を試みることができるよう、 住民自らが担い手となることを支援し、活動できる人と支援(応援)の必要な 人をつなげます。

もの取り組み

- ① さまざまな担い手の活動に関する情報を 提供します
- 生活支援サポーターや認知症サポーターをはじめ、地域で活動できるボランティアが活躍できる機会を通して、実際の活動につながる情報提供を行います。
- ② さまざまな担い手の育成・養成のための 取り組みを進めます
- 地域で活躍できるボランティアの確保 のため、さまざまな人材養成講座の開催 を積極的に進めます。
- 認知症高齢者等SOSネットワークな ど、関係機関、市民の協力による早期発 見、早期対応体制の確立と多様なサービ スの導入をめざし、認知症の人も住みや すいまちづくりを推進します。

社協の取り組み

- ① 研修会や養成講座等の充実を図り、さまざまな分野で活動できる人の発掘と養成を 進めます
- 地域におけるボランティア、サボーター養成を積極的に進めます。
- ② 活動できる人と支援の必要な人がマッチ ングできるボランティアセンター機能の 充実を図ります
- ボランティアコーディネート機能を強化し、多様な地域活動の担い手として活動につなげます。
- ③ 地域貢献を目的とした団体や企業のボラ ンティアセンター登録を推進し、連携を 図ります
- 商店や企業も担い手として活動している事例を『見える化』し、情報発信します。
- 民間企業の社員研修の中に、高齢者や 障がい者の理解を深めるプログラムを 提案します。

取り組み	現状	5 年 後	担当
地域を支えるサポーター の養成	養成プログラムを研究してい る	おおむね小学校区単位で養 成できている	社協
地域へのボランティアコ ーティネーターの配置	実施に向け検討している	おおむね小学校区単位で配 置できている	社協

3-3 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

地域貢献企業やNPO、団体など、幅広い分野の担い手と連携・協働し、地域 に住む若者から高齢者までの多様な世代・主体へ地域のさまざまな活動への参画 を働きかけます。

市の取り組み

① 若者や元気な高齢者の地域活動への理解 を深め、参加を促進します

- 地域が主体的に取り組む移動支援、生 活支援、集いの場などの活動を支援し ます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における地域主体の取り組みを支援します。
- ② 地元の企業、事業者等の地域貢献活動へ の理解と協力を促します
- さまざまな地域活動について情報を発信し、社員の地域活動への参加について 理解を深めます。

社協の取り組み

- ① 企業・団体に地域活動への参画・協力を呼びかけながら連携を図ります
- 無料職業紹介所やボランティアへの登録を推進します。
- 就労体験や就労訓練の場の充実を図ります。

② ネットワークづくりを通じ、地域の社会 福祉法人との連携を強化します

- 地域公益活動などを通じ、社会福祉法人 の身近な地域の中のネットワークを構 築します。
- ③ 教育委員会、学校等と連携し、若者の地域 活動への参加促進を図ります
- 若者が参加できるさまざまな活動を紹介します。
- 若者とともに、新たな地域福祉の取り組 みを検討・試行します。

取り組み	現 状	5 年 後	担 当
ボランティアセンター企 業登録、無料職業紹介所の 登録推進	ボランティアセンター登録企 業数が13社、無料職業紹介 所登録企業数が4社となって いる	ボランティアセンター登録 企業数が25社、無料職業紹 介所登録企業数が30社と なっている	社協
社会福祉法人のネットワ ーク化	実施に向け検討している	ネットワークでつながった 法人により地域福祉活動が 推進されている	社協
若者の地域福祉活動への 企画・立案・取り組みの実施	実施件数が3件となっている	実施件数が13件となっている	社協

◎伊勢市地域福祉計画推進委員会

団 体 名	委員氏名	備考
皇學館大学現代日本社会学部	鵜沼 憲晴	委員長
伊勢市身体障害者団体連合会	廣 政男	副委員長
伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	小林 初美	
伊勢私立保育連盟	中西 薫	
伊勢市ボランティア連絡協議会	泰道 詞子	
伊勢市介護サービス事業者連絡会	中村 功子	
伊勢市総連合自治会	杉山 謙三	
伊勢市老人クラブ連合会	前島 賢	
社会福祉法人三重済美学院	鈴木 弘之	
NPO法人三重みなみ子どもネットワーク	秋山 則子	
伊勢市相談支援ネットワーク会議	加藤 好美栄	
伊勢市生活サポートセンターあゆみ	嶋垣 智之	
地域包括支援センター	野間 通代	
伊勢市小中学校長会	勢力 よしみ	
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	曽根 章江	
伊勢市教育委員会	橘 泰平	
伊勢市環境生活部	坂本 進	
伊勢市健康福祉部	江原 博喜	

◎伊勢市地域福祉計画庁内検討部会

<u> </u>	-
健康福祉部	こども課
	こども発達支援室
	介護保険課
	生活支援課
	高齢者支援課
	障がい福祉課
	健康課
環境生活部	市民交流課
教育委員会	学校教育課

◎事務局

伊勢市健康福祉部	福祉総務課
伊勢市社会福祉協議会	地域福祉課

◎会議開催状況

(1) 伊勢市地域福祉計画推進委員会

○第1回会議 平成30年4月18日(水)

委嘱状の交付及び委員長、副委員長の選出 第3期伊勢市地域福祉計画策定の概要について

〇第2回会議 平成30年8月30日(木)

住民意識調査の結果について(報告)

伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の策定について

〇第3回会議 平成30年10月24日(水)

伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の策定について

○第4回会議 平成31年1月24日(木)

パブリックコメント結果の報告及び対応について

伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画 市長答申案について 伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版の作成について

(2) 伊勢市地域福祉計画庁内検討部会

〇第1回会議 平成30年6月5日(火) ※以降、随時開催

○伊勢市附属機関条例 《抜粋》

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。

別表第1 (第2条-第6条関係)

執行機 関等	附属機関	所掌事務	定数		構成	任期
市長	≪前略≫					
	伊勢市地域福	伊勢市地域福祉計	20人以内	(1)	学識経験を有	2年
	祉計画推進委	画(社会福祉法(昭		する者		
	員会	和26年法律第45		(2)	福祉又は保健	
		号) 第107条に規		医療の関係者		
		定する市町村地域		(3)	公共的団体等	
		福祉計画をいう。)		の代表者		
		に関する事項につ		(4)	市職員	
		いての調査審議に		(5)	その他市長が	
		関すること。		必	要と認める者	
	≪後略≫					

○伊勢市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例(平成29年伊勢市条例第2号)第9条 の規定に基づき、伊勢市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

- 第3条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とす ることができる。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。 (庶務)
- 第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。 (委任)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料編

資 料

用語の解説

【あ行】

アウトリーチ

困りごとに悩んでいても誰かに相談することができず、また、生活に必要な援助が必要であるにもかかわらず、自ら声をあげることができない人のところや地域に専門職が直接訪問して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO (エヌ・ピー・オー)

社会的な使命を達成することを目的とした、医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織。「Non Profit Organization」の略。

【か行】

共生型サービス事業所

障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用 しやすくするという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショート ステイなどについて、高齢者や障がい者が共に利用できる福祉サービス事業所。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な拠点として、総合的な相談支援及び人材育成、 障がい者虐待の防止等の業務を行う。

クラウドファンディング

ある目的、志、プロジェクトなどの達成のため、インターネットサイトなどを通して、不特定多数の人に呼びかけ、共感した人から広く資金を集める方法をいう。「crowd(群衆)」と「funding(資金調達)」を掛け合わせた造語。

ケアマネジャー

介護支援専門員をいう。要介護者や要支援者の相談に応じ、また、サービス利用者の希望や心身の状態等を考慮して、ケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)の作成やサービスの調整・管理を行う。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人等を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業所等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び見直しを行う(モニタリング)ことにより、適切なサービス利用を図るサービス。

権利擁護

判断能力が不十分な人や自己防御が困難な人が不利益を被らないよう権利の主張や自己決定などの支援を行うこと。

子育て支援センター

子育ての不安や負担の軽減を図ることを目的に、子育て家庭の交流の場の提供、 子育てに関する講座の開催、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供な どを行う。

こども家庭相談センター

家庭における 18 歳未満の子どもの養育に関することや、虐待、非行、家庭内暴力、不登校などの問題について相談に応じ、問題解決を支援する市の機関。あわせて、女性が抱えるさまざまな悩みが解決できるよう相談員が一緒に考える機関。

こども発達支援室

18歳までの子どもの発達・育ちに関する悩みや心配ごとの相談窓口として市が設置する機関。相談への助言や必要なサービス・関係機関とのコーディネートにより、切れ目のない支援をする。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域において、生活上の困りごとや不安を抱える人、自ら SOS (助けを求める 声)を発信できずにいる人に対し、相談や生活圏や人間関係等の環境面を重視しつ つ、専門機関への橋渡しなどの援助を行う人。また、地域で課題を共有する場を設 け、課題解決に向け地域住民、行政やさまざまな関係機関と連携しながら、地域独 自の解決のしくみや社会資源の創出に向けた活動も行う。

コミュニティワーカー (CW)

地域社会のさまざまな生活課題を解決するために、地域住民の主体性を高めながら、住民自らが主体的・組織的に取り組み、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークづくりを支援する社会福祉協議会の地域担当・ボランティア担当の職員。

【さ行】

在宅介護支援センター

総合相談、保健福祉サービス、介護保険対象外の人への介護予防、生活支援サービスの調整等を行う機関。

市民活動センター

市民が自主的に行う営利を目的としない公益のための活動(市民公益活動)を 支援するとともに、市民の交流の場として利用に供することにより、市民の福祉 の増進及び文化の向上並びに地域振興のため、市民公益活動の相談、情報の収集 及び提供などを行う。

市民後見人

成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく、紛争性のない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行う人。市民後見人養成研修を受講する等して成年後見人等として必要な知識を得た人を家庭裁判所が成年後見人等と選任する。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織として社会福祉法に基づき設置する機関。地域住民のほか、民生委員・児童委員や社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して生活できる「福祉のまちづくり」の実現に向け、さまざまな福祉サービスやボランティア活動の相談・支援、福祉教育の支援など、地域の福祉活動の拠点としての役割を担う。

障害者地域相談支援センター

障がいのある人の相談や情報の提供などの相談支援事業を行う機関。基幹相談 支援センターが中核的な拠点であるのに対し、地域ごとに担当エリアを設定し設 置した地域相談支援センターにおいて障害福祉サービスの利用援助や情報提供、 専門機関の紹介などの支援を行う。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。身体障害者手帳の等級は重い方から1級~6級に区分されている。障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部に分けられる。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者(就労状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある 人)の抱える多様で複合的な生活課題に対し、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」 を基軸に、自立・就労に向けたさまざまな支援サービスを総合的に、一体的に提供 することによりその自立を促進するとともに、「生活困窮者支援を通じた地域づく り」をめざす事業。

生活サポートセンターあゆみ

当市におけるコミュニティソーシャルワーカーの活動拠点。生活に不安や困りごとを抱える人の相談に応じ、総括的な対応、就労支援や家計相談支援などによる自立に向けた支援を行ったり、制度の狭間の人や重層的な課題を持つ人に対し、地域への訪問や関係機関と連携した活動を通じ、課題の解決に向けた支援を行う。

生活支援員(※日常生活自立支援事業参照)

日常生活自立支援事業において、支援計画に基づき、定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預貯金を出金し生活に必要な各種支払い等の具体的な援助を行う人。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人。(別名:地域支え合い推進員)

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

成年後見サポートセンター(※成年後見制度参照)

成年後見制度の普及・啓発、成年後見制度に関する相談に対応し、成年後見制度 を利用するための手続き・申立・後見活動等への支援を行う機関。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。家庭裁判所が選任した成年後見人などは、財産管理(本人の財産の維持や管理)と身上監護(衣食住などの生活に関する手配や療養・介護などの手配)を行う。

【た行】

地域カルテ

人口、世帯、社会環境や課題など、身近な地域を取り巻く状況について、地域の健康状況の記録(カルテ)として作成する資料。作成後は定期的に更新しながら、

その時々の自分たちの地域の強みや弱みを把握し、地域の魅力や課題に気付き、地域全体で共有する。

地域共生社会

制度・分野の縦割りや、支え手・受け手という関係を超え、住民や地域のさまざまな主体がそれぞれの役割をもって地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、高齢者、障害のある人、子どもなど住民の一人ひとりが尊厳をもってその人らしい暮らしを住み慣れた地域で続けられる社会。

地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能「相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり」を地域に整備し、さまざまな支援を切れ目なく提供できる体制を構築する拠点。

地域福祉ネットワーク会議

地域住民の相談窓口となる民生委員児童委員、福祉関係者、行政が集まり、関係者どうしの「顔の見える関係づくり」と地域課題解決に向けて情報を共有し話し合う場。

地域包括ケアシステム

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で地域の一員として安心して自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援について、関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的に提供されるしくみ。

地域包括支援センター

地域住民の健康の保持及び生活の安定のため、保健医療の向上と福祉増進を包括的に支援する、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師の3職種のスタッフにより、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」、「総合相談・支援」、「虐待防止・権利擁護」を行う機関。介護だけでなく、医療、保健などさまざまな領域の関係機関と連携し、高齢

者が住みなれた地域で自立した生活を送るため、適切なサービスが受けられるよう包括的に支援を行っている。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が 地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス の利用援助等を行う事業。

【は行】

フードドライブ

各家庭で余った食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、あるいはそれを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。

福祉相談員

社会福祉協議会が養成する相談研修を受講した人で、身近な地域の『福祉なんでも相談窓口』において、困りごとや悩みごとを抱える相談者への傾聴、必要に応じ、市や社会福祉協議会、関係機関へつなぐ活動をする人。

ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など幅広い分野、世代の人が、身近な地域で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを進め、いつまでもいきいきと暮らせることができるよう住民主体で取り組む交流活動。

募金百貨店プロジェクト

赤い羽根共同募金の一環として、民間事業者が寄付つき商品の売り上げの一部を 赤い羽根共同募金に寄付することで、民間事業者の地域社会への参画を募集する活 動。地域で活動している企業等の参加による「企業〜地域住民〜共同募金」の新た な地域の関係づくり、社会資源の確保の手法の一つ。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、ボランティア活動をしたい人とお手伝いの必要な人をつなげる役割を担う機関。また、ボランティア活動、市民活動を広く推進するための研修会や講習会等の開催、小中高等学校等における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす。

【ま行】

まちづくり協議会

従来の自治会単位の地域の枠を超え、小学校区を基本の地域として、自治会を核にしながら、老人会、婦人会、こども会、PTA、NPO、事業所など、地域のさまざまな団体の代表者や地域住民が集まり、自分たちの地域の課題について話し合い、解決に向けて取り組みを行っている。

民生委員 • 児童委員

「民生委員」は民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け市町村に置かれた無給の非常勤特別職の地方公務員。それぞれの地域と市や社会福祉協議会などの関係機関とのパイプ役として、生活上のさまざまな問題を抱えている人の相談・援助にあたる。

また、民生委員は児童福祉法により「児童委員」にも充てられたものとなる。 児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉士や社会 福祉主事の職務に協力するなどの活動を行う。このほか、民生委員・児童委員の 中から「主任児童委員」が指名され、児童福祉を専門に担当する。

【ら行】

利用者支援事業

子育ての困りごとや悩みなどを抱える人に対し、子育て支援に関する制度、施設、 サービス等をスムーズに利用できるよう専門員が支援する事業。

療育手帳

知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。障がいの程度は、重い方からA判定がA1、A2、B判定がB1、B2と記載される。

【わ行】

我が事・丸ごとの地域づくり

身近な地域の中の困りごとや、その背景にある課題を住民一人ひとりが「我が事」 として捉え、地域全体で「丸ごと」受け止め、地域住民やさまざまな資源が分野を 超えて連携しながらその解決に向けた取り組みに挑戦することで、地域の中の人と 人とのつながりと総合的な相談支援体制を築く取り組み。

〇第3次伊勢市総合計画(前期基本計画)分野別計画 (抜粋)

第4章

医療・健康・福祉

目指す姿: 誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち

第1節

医療・健康

誰もがいつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます

第2節

地域福祉

地域のみんなで支えあうまちづくりを進めます

第3節

共生

誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

第4節

子育て支援

全ての子どもたちが誰やかに成長できるまちづくりを進めます

第5節

高齢者福祉

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます

〇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第52号)による改正後

社会福祉法(昭和26年法律第45号) < 抄>

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民 及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となる ことの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、 保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民 の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営 み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域 生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以 下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するも のとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条(略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

- 第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行う もの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに 当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したとき は、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他 の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、 必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する 支援を求めるよう努めなければならない。
 - 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
 - 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括 支援センターを経営する事業
 - 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項

第3号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業 (包括的な支援体制の整備)

- 第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する 研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備 に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を 行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機 的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に 関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図る ため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び 評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計 画を変更するものとする。

○法改正における留意事項

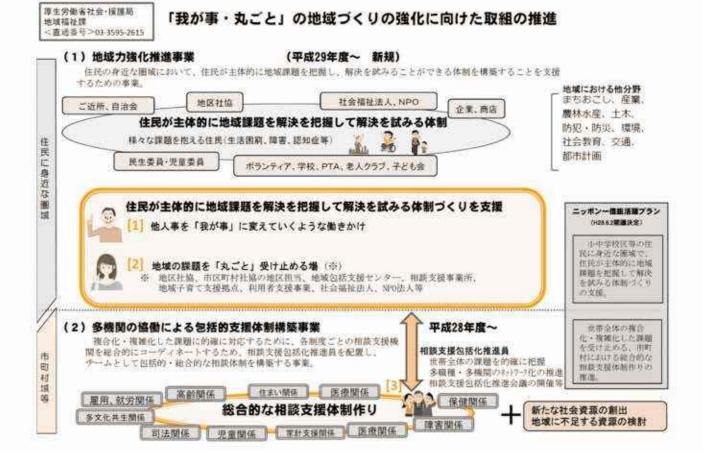
- ○福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保
- 〇本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う 関係機関と連携し、課題を解決
- 〇福祉サービス利用者の意向を十分に尊重し、保健医療サービス等と地域福祉の取り 組みと連携し、総合的に福祉サービスを提供
- ○地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制を整備
- 〇福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ
- 〇住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じ、市町村が包括的な支援体制を整備
- ○地域福祉計画策定ガイドラインの改定により示された、高齢者、障がい者、 児童その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な 分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、 都市計画、多文化共生等)との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証 人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ① 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ③ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉 以外の分野の圏域との考え方・関係の整理

- ④ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄 附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効 に活用した連携体制
- (16) 役所・役場内の全庁的な体制整備
- 〇「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(2017年(平成29年)12月12日厚生労働省)
 - ○直面する課題に対し、支え手側と受け手側の区別なく、誰もが役割をもち、活躍で きる地域共生社会の実現
 - 〇福祉の領域を超えたあらゆる分野において「支え・支えられる関係」をつくり、地域福祉によって地域社会の持続性、地域生活の資質の向上
 - 〇地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創出
 - 〇それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、すべての地域の構成員の参加・協働、 重層的なセーフティネットの構築、包括的な支援体制の整備、福祉以外の分野との協 働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造、の視点 を重視した取り組みの推進
 - 〇住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試 みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体 制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
- ○「我が事・丸ごと」地域共生社会の流れ
 - 2015年4月 生活困窮者自立支援法施行

介護保険法改正(介護予防・生活支援総合事業)

- 9月 厚生労働省「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」
- 2016年4月 社会福祉法改正(2017年4月施行) ※社会福祉法人改革
 - 6月 ニッポンー億総活躍プラン ※「地域共生社会」を位置づけ
 - 7月 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(モデル事業)開始
 - 10月 厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力許可・相談支援 体制の在り方に関する検討会」(地域力強化検討会)を設置

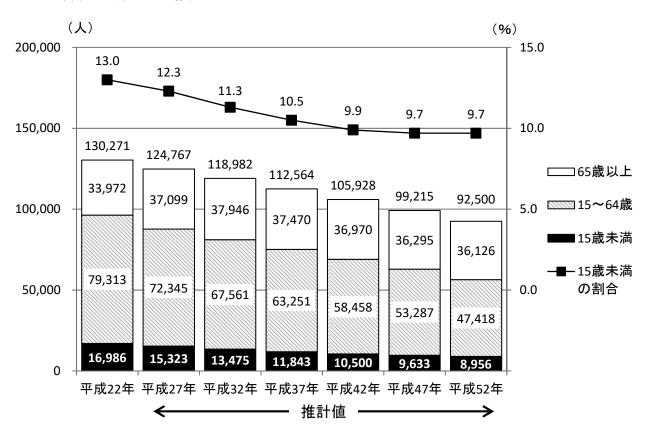
- 12月 地域力強化検討会 中間取りまとめを公表
- 2017年5月 地域包括ケアシステム強化法成立(2018年4月施行) ※社会福祉法改正 包括的支援体制整備を位置づけ
 - 9月 地域力強化検討会 最終取りまとめを公表
 - 12月 厚生労働省告示第355号 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制整備に関する指針
- ○「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取り組みの推進



○伊勢市を取り巻く状況

1. 人口•世帯数

(1)年齢3区分別人口推計



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)

(2) 人口動態

□死亡 □出生 H29 ▲ 1,582 814 864 H28 ▲ 1,548 ▲ 1,523 935 H27 H26 ▲ 1,499 962 **▲** 1,507 947 H25 H24 ▲ 1,479 1,000 ▲ 1,488 1,077 H23 H22 ▲ 1,422 990 H21 ▲ 1,295 1,041 ▲ 1,271 1,023 H20

	■転出 □転入
▲ 3,968	3,484
▲ 3,871	2,466
▲ 4,066	3,648
▲ 3,991	3,553
▲ 3,985	3,742
▲ 3,863	3,532
▲ 3,468	3,296
▲ 3,346	3,276
▲ 3,679	3,292
▲ 3,794	3,423

(3)世帯構成の変化(資料;国勢調査)

〇総数

	H17	H22	H27
一般世帯数	48,950	49,287	50,384
世帯当たり人員(人)	2.70	2.60	2.46
(再掲) 6歳未満世帯員 がいる	5,232	4,657	4,360
(再掲)18 歳未満世帯員 がいる	13,247	12,150	11,415
(再掲) 65 歳以上世帯員 がいる	20,742	22,214	24,227
(再掲) 65 歳以上世帯員 のみ	9,056	10,675	12,882

〇三世代世帯について

	H17	H22	H27
一般世帯数	5,910	4,972	3,770
世帯当たり人員(人)	5.22	5.06	4.97
(再掲) 6歳未満世帯員 がいる	1,268	957	643
(再掲)18 歳未満世帯員 がいる	3,777	2,948	2,111
(再掲) 65 歳以上世帯員 がいる	5,126	4,338	3,386

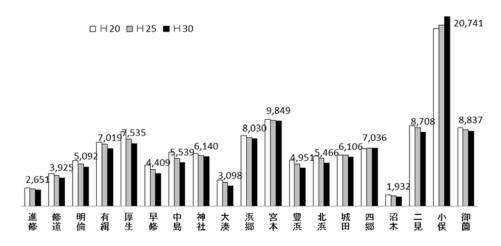
○核家族について

	H17	H22	H27
一般世帯数	28,889	29,106	30,305
世帯当たり人員(人)	2.86	2.83	2.81
(再掲) 65 歳以上世帯員 がいる	9,554	10,959	12,863
(再掲) 65 歳以上世帯員 のみ	4,492	5,261	6,233

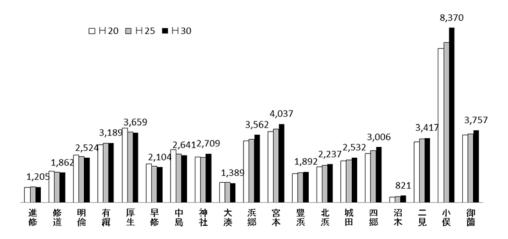
○単独世帯について

	H17	H22	H27
一般世帯数	11821	12684	14586
(再掲)65歳以上世帯員 がいる	4,314	5,111	6,313

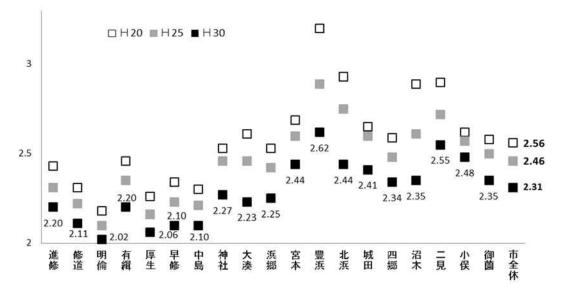
(4) 地域別の人口の推移



(5) 地域別の世帯数の推移

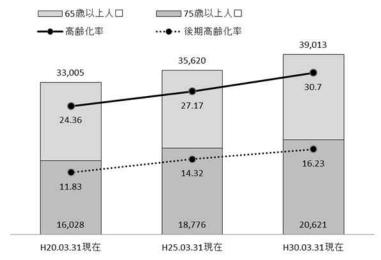


(6)地域別の世帯あたり構成人員(人/1世帯あたり)

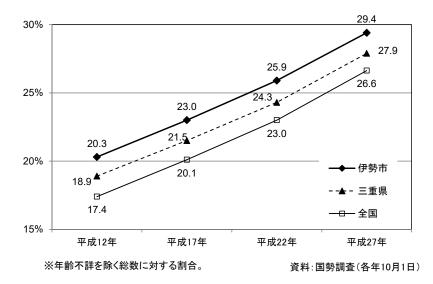


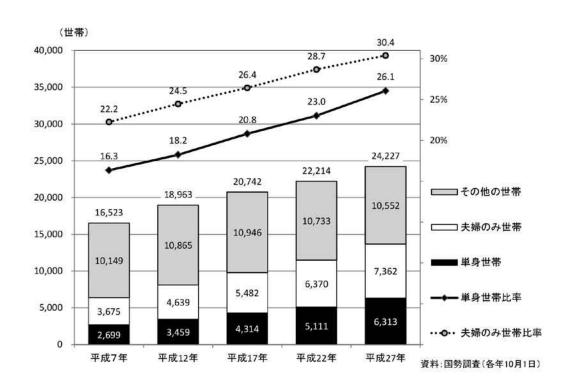
2. 高齢者を取り巻く状況

(1)人口・世帯数

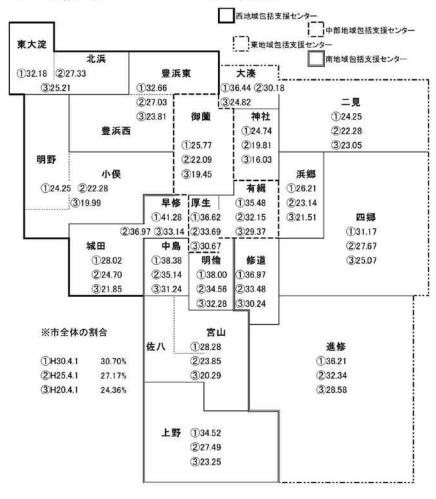


(2) 高齢化率と高齢者世帯の状況

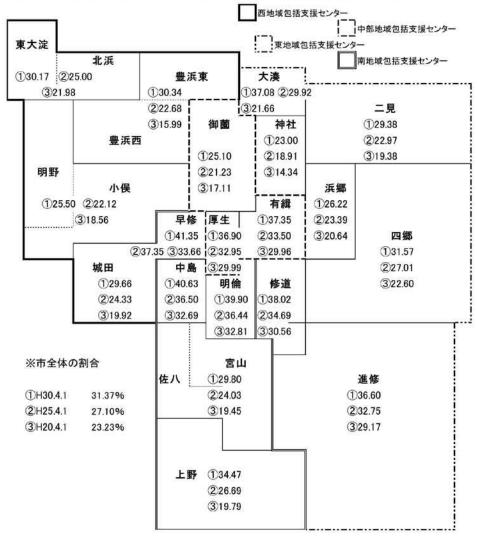




(3) 小学校区・地域包括支援センター圏域に見る高齢化率

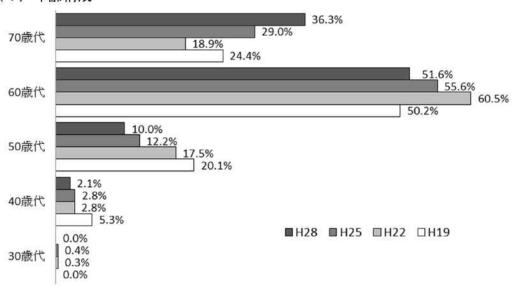


(4) 小学校区・地域包括支援センター圏域に見る 65 歳以上のみの世帯

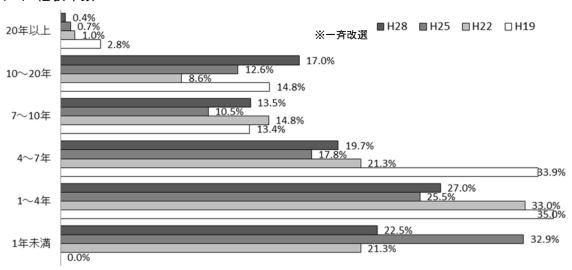


3. 民生委員・児童委員の構成(主任児童委員を含む)

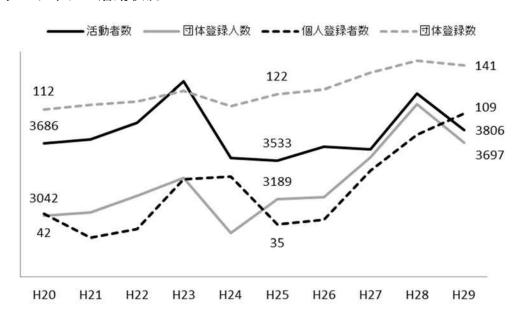
(1)年齡構成



(2) 経験年数



4. ボランティアの活動状況



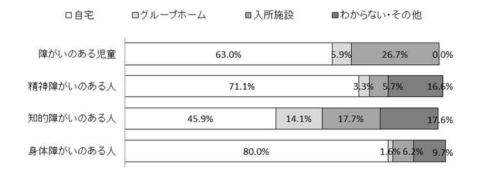
5. 地域やボランティアが主体的に取り組むサロン等の状況

	平成	τৈ 24	平成	ζ 25	平成	້ 26	平成	້; 27	平成	້ 28	平成	2 9
	設置	実施	設置	実施	設置	実施	設置	実施	設置	実施	設置	実施
	数	回数	数	回数	数	回数	数	回数	数	回数	数	回数
一人暮らし高齢 者会食会	40	312	39	334	44	337	43	327	45	355	42	378
高齢者サロン	46	498	54	593	56	628	62	691	69	779	74	888
子育てサロン	11	106	12	129	12	113	10	106	11	109	7	84
障がい児サロン	2	24	2	23	2	24	2	24	2	23	2	24

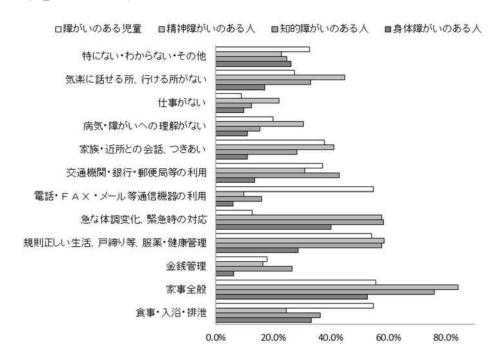
6. 各分野別計画における住民意識調査の結果

(1) 第5期障害福祉計画·第1期障害児福祉計画

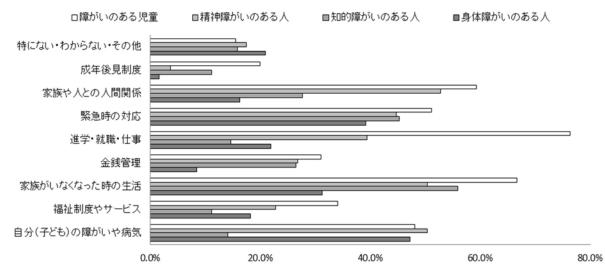
〇将来暮らしたい(暮らしてほしい)場所



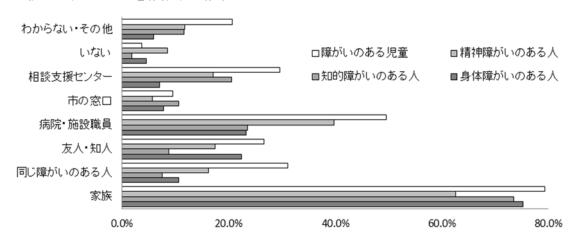
〇生活をしていく上で困っていること



〇生活の中で不安なこと

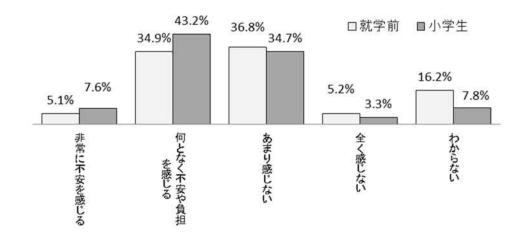


○悩みや困ったことを相談する相手

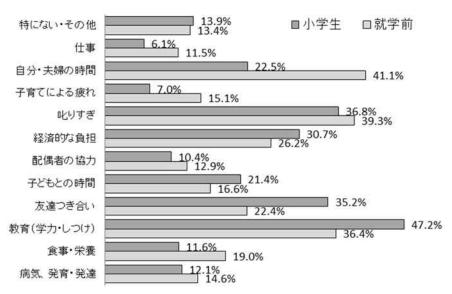


(2)子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~平成31年度)

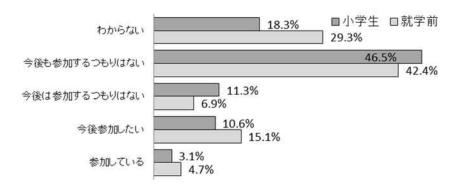
〇子育てに関しての不安感や負担感



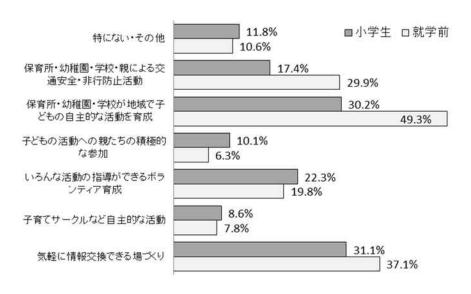
○子育てに関して日常的に悩んでいること、気になること



○子育てに関するサークル活動など自主的な活動への参加



○身近な地域で安心し子育てをするために必要な取り組み



(3) 地域の実情の実態把握についてのアンケート (平成30年(2018年)7月)より ※回答:民生委員児童委員、主任児童委員

【地域の福祉課題】

(独居高齢者、高齢者世帯、老々介護の見守りについて) -人暮らしの高齢者、夫婦二人だけの高齢者が年々増えている。 -人暮らしの方の支援について気になる人はいるが入れない。アパート人が多い所 では様子が分かりにくい。ドアをノックするのに勇気がいる。 一人暮らしの高齢者の安否確認は難しいので隣人と助け合いが必要。 一人暮らしの人が多く、子供が遠くにいて連絡がとれない。身内といえる人が一人 もいない。 独居高齢者で認知症のある人の火の始末を近隣の人が心配するケースがある。 地域の会食とか健康サロンに誘っても躊躇して参加してもらえない。 近所からの通報でひきこもりの家を知り、家へ訪問するが出てくれない。 高齢者夫婦だけの家庭がとても多い。廻り切れないのも実情。 老々介護で介護する方も病院通いという例もある。 (高齢者の居場所について) 車いすや歩行補助器を使っている方が集う場がなく、昼間一人で過ごしている時間 があり、他の方との触れ合う機会が少なくなっている。 高齢者の方が多く、足が悪いなどでひきこもっている。食事会へ行くのも無理で、

ちょこっとデイサービスを設けてほしい。

そこまで行ける人は良いが行けたくても行けない人(近所なら出かけること可)が 時々集まっておしゃべりできる場所が必要。

(高齢者の移動手段について)

車の運転ができないと不便な所なので高齢の人が買い物に行くのに困っている。免 許証返納したあとの住民の生活がよくなるような交通手段を考えていってほしい。

外に買い物に行く手段がなくて困っている家庭が多くなっている。

外出する時、バス停までが遠い。町内巡回バスが必要。

独居老人で足腰の衰えによりかかりつけ医院への通院の問題。

高齢者、障がい者でゴミを捨てに行くことが困難。

(8050世帯について)

長女と叔母の二人住まいで、叔母に認知があり長女が仕事に行けずに悩んでいる。 親が何かあった時に困る家族、予備軍が3件くらいあると思う。

(障がい児・者について)

知的障がいがある人、発達障害児、認知症への偏見

障害のある人の状況が把握しにくく、ひきこもりやいじめによる不登校に至っては 家族が隠そうとしている場合もあり、全く知らないというのが現状であり課題。

(地域のつながりについて)

昭和の時代のようなご近所づきあいが見られなくなっている。老人会、婦人会、子供会など、地域の団体がなくなっている。人と人がつながる場所をもっとつくっていかないと、助け合い、心配しあう思いやりの社会がなくなってしまう。

人々の集まる機会が少ないため住民のつながりが薄い。お互いの顔が見えにくいの で挨拶もしにくくなっている。

高齢者が膝など悪くなり、自治会の行事に参加できない人が増えてきた。すぐ手助けできるようなことがなかなか見つからずもどかしい時がある。

近所の人たちを知ることが必要。意外と担当地域の事を知らない。

(福祉サービス利用について)

福祉サービスが必要な方でも隠したがる。

現在の福祉は申請、もう少しわかりやすく広くわかるようにしてほしい。

(災害時対応について)

災害時の高齢者安否確認の手立て、避難の声かけのタイミング、誘導。

障がい者、どのようにして助けられるか、情報はほとんどなく不安。

要援護者の支援者が不足している。

(課題の複合化について)

8050、ダブルケア、老老介護、ニート、ひきこもり、DV、いづれも該当者が増してきた。1件1件の背景も違う。福祉課題、山積み。

市民アンケートまとめ

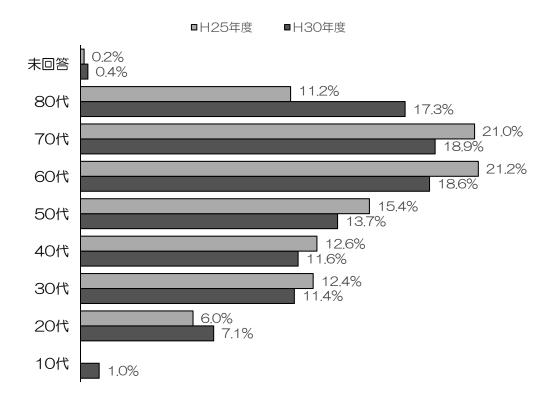
伊勢市地域福祉計画(第3期)策定のための住民意識調査の結果

・アンケート実施要件:平成30年5月9日時点で市内にお住まいの方の中から、 無作為抽出としました。

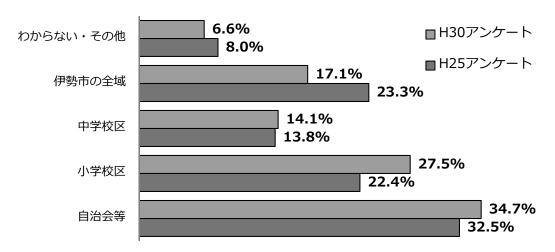
(抽出条件)

18歳~29歳、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳以上の男女各287人。

- アンケート発送数:4,018 通
- アンケート発送日: 平成30年5月28日(月)
- アンケート締切日: 平成30年6月15日(金)
- アンケート回答数: 1,865 通
- アンケート回収率:46.42%(前回 45.95%)



<u>問5 日頃のくらしの中で「地域」ということを意識した場合、あなたの考える「地域」は、次のどの範囲と感じますか。</u>



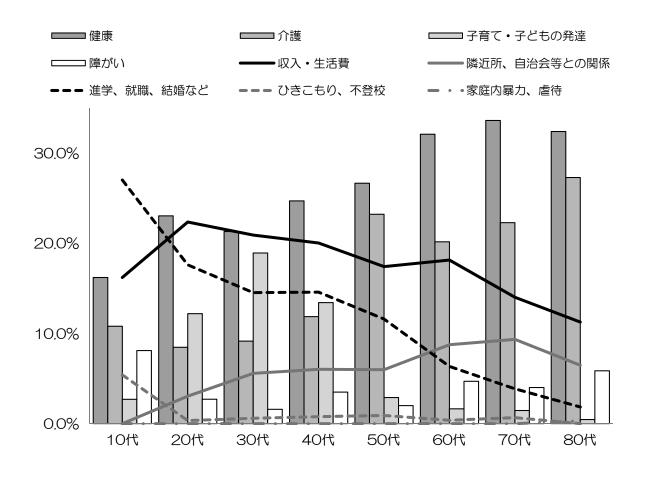
(平成30年度)

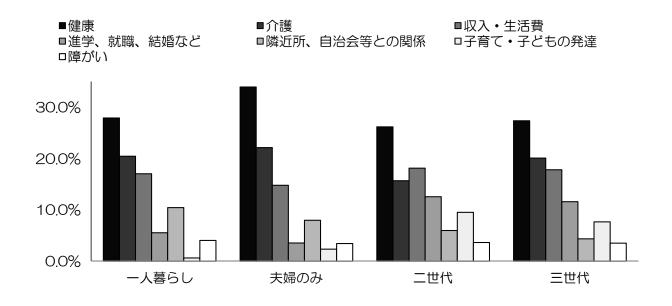
	■自治会の区域程度	□小学	校区くらし	ハ ロ中学	校区く	らい	口伊勢]市全域
80代	43.	3%		2	4.1%		9.1%	13.5%
70代	44.7%			22.	2.5% 11.4		11.4%	15.8%
60代	38.6%	38.6%		29.29	29.2%		12.9% 13.7%	
50代	33.3%	26		6.7%	6.7% 18.4		1%	16.9%
40代	23.8%	32.2%			20.1%		, D	18.7%
30代	20.9%	39.3%		3%		12.3%		20.4%
20代	23.9%	17.	17.7%		20.8%		30.0%	
	•							

(平成 25 年度)

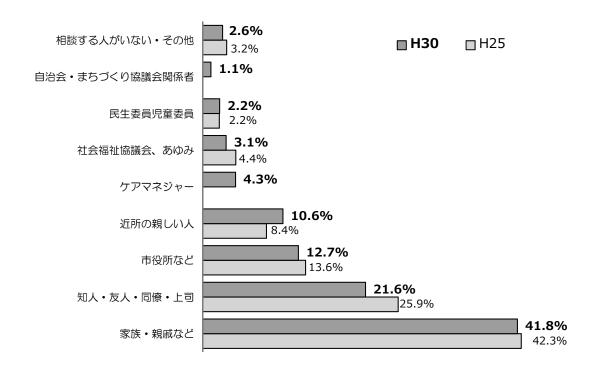
	(十級 25	一 /又)				
	■自治会の区域程度	□小学校区くら	5V1 🗆 a	中学校区。	<5N =	1伊勢市全域
80代	37.9	%	17	.6%	9.9%	18.7%
70代	41.8	3%	16	.9%	9.1%	22.2%
60代	42.0	%	20).7%	9.7%	20.7%
50代	29.1%	24.8	%	18.	.7%	23.4%
40代	21.8%	29.3%		19.	7%	23.1%
30代	21.9%	29.5%		17.0	0%	24.1%
20代	0代 12.8% 20.2% 18.4% 42.2%					
	I					

問6 あなたは、くらしの中でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。



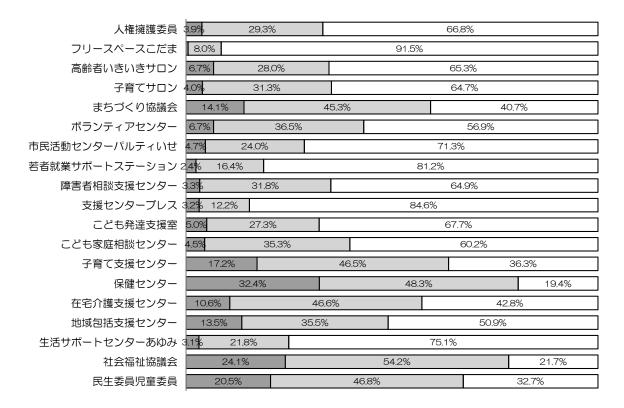


問7 暮らしの中で相談や助けが必要なとき、あなたは誰(どこ)に相談しますか。

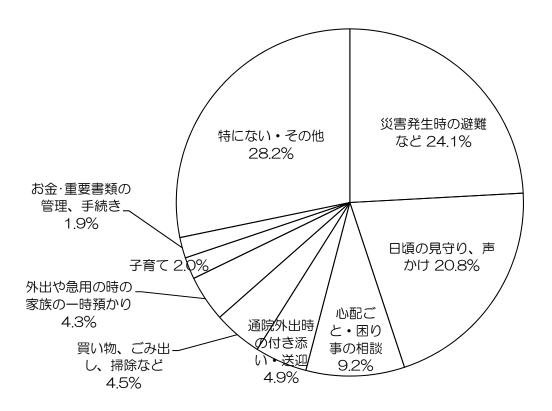


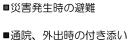
問8 以下の団体や機関、つどえる場所を知っていますか。

■ よく知っている ■ 名前だけ知っている □ まったく知らない



<u>問9(1)あなたのくらしの中で、現在、どのようなことを地域の人に手伝ってほしいと</u> 感じていますか。





■日頃の見守り、声かけ

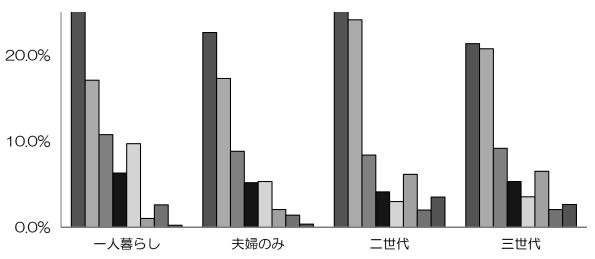
■心配ごと・困り事の相談

■通院、外出時の付き添い・送迎

□買い物、ごみ出し、掃除など

■外出や急用の時の家族の一時預かり

■お金·重要書類などの管理、手続き ■子育ての手伝い



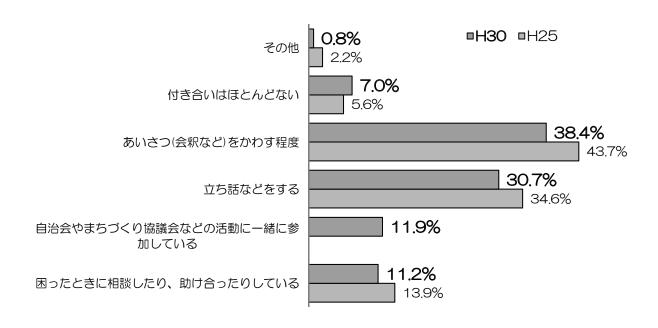
問10 あなたがお住まいの地域について、どのように感じていますか。

■思う ■まあまあそう思う あまり思わない □思わない □どちらともいえない

災害のとき、声かけなど避難体制が整っているも	5.0% 2	5.2%	3	31.6%	22.2	2%	16.0%
困ったとき、地域に支えてくれる人がいる	8.3%	23.6%	,	29.9%	25	.7%	12.4%
困ったとき、地域に気軽に相談できる人がいる	11.0%	25.0%		29.0%	2	5.0%	10.0%
障がいのある人と交流できる場(行事)がある ¹	7% 16.5%	32.6%		38.4	1%		21.3%
高齢者が気軽に参加できる場(行事)がある	8.3%	25.2%		27.7%	20.29	%	18.6%
高齢者がいきいきと活動できる場(行事)がある	7.5%	24.5%	2	28.3%	20.99	6	18.8%
子育てのことで困ったときに相談できる場がある3	.5% 16.49	% 3	30.7%	2	27.2%		22.2%
子どもどうしが交流できる場(行事)がある	7.2%	27.6%		28.0%	21.	3%	15.4%
幅広い世代が交流できる場(行事)がある	6.6%	25.3%		30.7%	2	7.8%	9.6%
気の合う仲間と気軽に話せる場(行事)がある	12.5%	24.9%		30.3%		22.8%	9.5%
みんなが自治会やまちづくり協議会などの行事に参加している	9.1%	34.4%		27.49	%	18.79	% 10.4%
住民同士のあたたかいふれいあいがある	14.2%		12.6%		23.6%	1	2.7% 6.9%
となり近所や地域の人と助け合って暮らしている	15.4%		42.5%		21.9%	1	3.0% 7.2%

自治会やまちづくり協議会などの行事に積極的に参加している割合は 43.5%、気軽に話せる場や幅広い世代が交流できる場、子育てのことで困った時に相談できる場、障がいのある人との交流の場が、住んでいる地域には少ないと感じている人の割合が多い。

<u>問 11 あなたは、ふだん、ご近所やお住まいの地域の方と、どの程度の付き合いをしていますか。</u>



■凩つ	たときに相談し	たり	助け合ったり	している
	たしてに他歌し	ハーシ、	ガルノロ ノルツ	$C \subset V \cap Q$

■自治会やまちづくり協議会などの活動に一緒に参加している

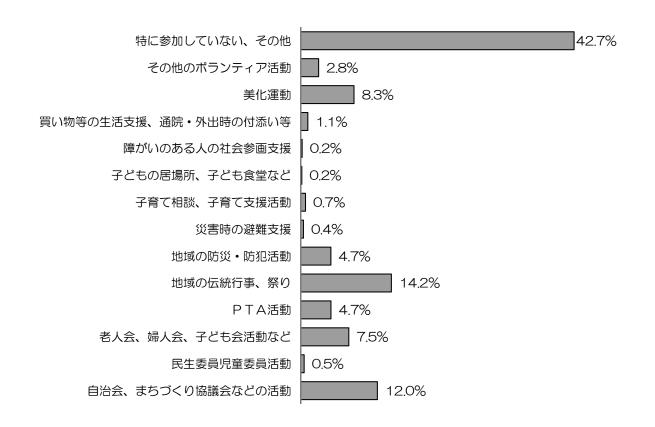
□立ち話などをする

ロあいさつ(会釈など)をかわす程度

ロ付き合いはほとんどない

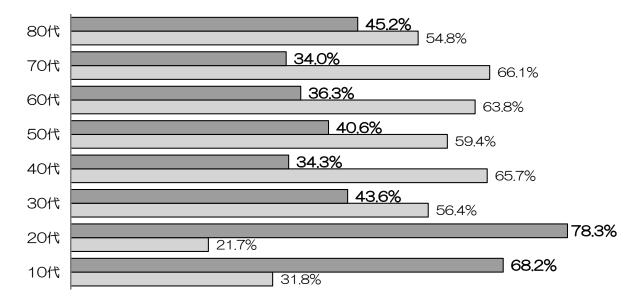
80代	16.7%	12.7%	34.5%		29.7%	5.3%	
70代	12.6%	14.1%	3	36.7%		31.1%	4.6%
60代	10.0% 14	1.6%	32.4	1%		36.4%	6.1%
50代	9.9% 10.6	5%	29.5%			42.1%	7.7%
40代	8.3% 12.4	l%	24.7%			45.4%	8.1%
30代	7.7% 6.0%	27.0	0%		48	3.3%	10.0%
20代	7.5% 5.2%	13.9%		59	9.0%		14.5%

<u>問 12 あなたは現在、地域でどんな活動に参加していますか。</u>



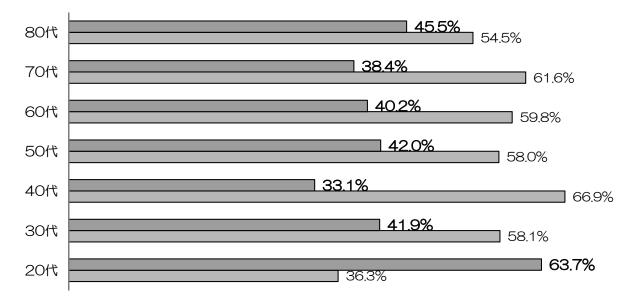
(平成30年度)

■特に参加していない □参加している



(平成 25 年度)

■特に参加していない ■参加している



若い世代の「参加していない」割合が非常に高く、このままでは今後さらに、 地域との関係性が薄くなっていくことが予想される。

問 13 あなたのご近所やお住まいの地域の中に、困りごとで悩んでいる人はいますか。

困りごとで悩んで 知らない、わからな いる人を知ってい い 93.8%

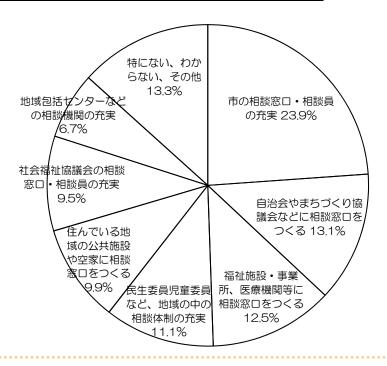
<u>問 14 問 13 で「1. 困りごとで悩んでいる人を知っている」と回答した方で、困りごとで</u> 悩んでいる人は、どんなことで悩んでいるか知っていますか。

困り事の原因を 知っている 96.2%

知らない 3.8%

ほとんどが困りごとの原因を知っており、相談を受けている可能性が高い。逆を言えば、相談されたこと以外は知らず、表面化していない問題がある可能性が高い。

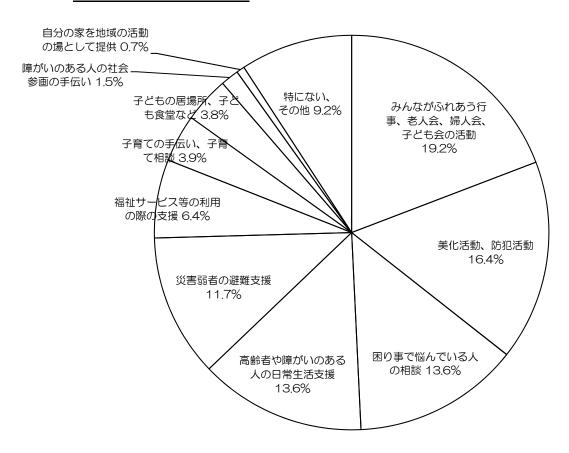
<u>問 15 困っている人や、困っている人を知っている人が、気軽に相談できるようにするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。</u>



市の相談窓口・相談員の充実が多く、行政の相談体制の充実が望まれている。 また、いろんな場所に相談機関があることが望まれている。

	一人暮らし	夫婦のみ	二世代	三世代
市の相談窓口・相談員の充実	21.0%	25.2%	24.3%	22.6%
社会福祉協議会の相談窓口・相談員の 充実	9.4%	10.4%	9.1%	8.8%
福祉施設・事業所、医療機関等に相談窓口をつくる	12.4%	10.5%	12.3%	14.0%
民生委員児童委員など、地域の中の相談体制の充実	10.5%	11.9%	11.1%	12.3%
地域包括センターなどの相談機関の 充実	8.9%	7.4%	6.3%	6.5%
自治会やまちづくり協議会などに身 近な相談窓口をつくる	11.6%	12.5%	13.3%	15.3%
住んでいる地域の公共施設や空き家 に身近な相談窓口をつくる	10.2%	8.3%	10.5%	10.8%

<u>問 16 ご近所やお住まいの地域の困りごと解決のため、あなたはどのような活動や取り組みが必要だと思いますか。</u>



活動に参加していない人が40%以上(問 12 の回答)いる一方で、ほとんどの人は何かしらの活動は必要だと感じている。

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

◎困りごと、悩みごとは………

内 容	相談機関	連絡先	住 所		
	社会福祉協議会 中部支所	0596-63-5334	八日市場町 13番1号		
福祉総合相談	社会福祉協議会 東部支所	0596-43-5551	二見町茶屋 456 番地 2		
1田1工小心 口 1日成	社会福祉協議会 西部支所	0596-27-0509	小俣町元町 536 番地		
	社会福祉協議会 北部支所	0596-22-6617	御薗町長屋 2767 番地		
生活や福祉、権利擁護に	生活サポートセンターあゆみ	0596-63-5224	八日市場町 13番1号		
関する相談	伊勢日常生活自立支援センター	0596-20-8618	八日市場町 13番1号		
	生活支援課	0596-21-5556	岩渕1丁目7番29号		
	東地域包括支援センター	0596-44-1165	二見町三津 855 番地		
	中部地域包括支援センター	0596-27-2424	八日市場町 13番1号		
高齢者総合相談	南地域包括支援センター	0596-21-0080	二俣町 577 番地 9		
	西地域包括支援センター	0596-20-5055	小俣町元町 536 番地		
	高齢者支援課	0596-21-5611	岩渕1丁目7番29号		
	障害者西地域相談支援センター「アルク」	0596-24-3009	小俣町元町 536 番地		
障がい児・者相談	障害者東地域相談支援センター「リンク」	0596-43-4400	二見町茶屋 456 番地 2		
7477 0 70 11 11 11	障害者総合相談支援センター「フクシア」	0596-21-3633	岩渕2丁目4番9号		
	障がい福祉課	0596-21-5558	岩渕1丁目7番29号		
子どもの発達相談	こども発達支援室	0596-63-5444	八日市場町 13番1号		
	健康課(中央保健センター)	0596-27-2435	八日市場町 13番1号		
	明倫保育所すくすく	0596-28-6775	吹上2丁目11番42号		
子育て・乳幼児相談	子育て支援センターきらら館	0596-22-5592	常磐2丁目4番40号		
ממווטלנגעטנ	小俣子育て支援センター	0596-22-7871	小俣町元町 536 番地		
	二見浦保育園ぷちとまと	0596-43-2261	二見町荘 2068 番地 1		
	しごうこども園なないろ	0596-25-6160	一宇田町 891 番地 1		
ひとり親相談	こども課	0596-21-5561	岩渕1丁目7番29号		
家庭児童相談、女性相談	こども家庭相談センター	0596-21-5709	岩渕1丁目7番29号		
	こども家庭相談センター	0596-21-5709	岩渕1丁目7番29号		
	南勢志摩児童相談所	0596-27-5143	勢田町 628 番地 2		
児童虐待の連絡(通告)	児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)	※お近くの児童相談所に つながります		
	伊勢警察署 ※夜間・休日で緊急のとき	0596-20-0110	神田久志本町1481番地3		
	中勢児童相談所 ※夜間・休日で緊急のとき	059-231-5901	津市一身田大古曽 694-1		
青少年相談	青少年相談センター	0596-22-7894	小俣町元町 540 番地		
月 <i>ブ</i> 十10吹	南勢少年サポートセンター(伊勢警察署内)	0596-24-7867	神田久志本町1481番地3		
ナトロサルナロニ・ル	いせ若者就業サポートステーション	0596-63-6603	岩渕1丁目2番29号		
就職相談	ハローワーク伊勢	0596-27-8609	岡本1丁目1番17号		

【発行】

伊勢市健康福祉部福祉総務課

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 地域福祉課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号 TEL 0596-21-5557 FAX 0596-21-5555

URL http://www.city.ise.mie.jp E-mail fukushisoumu@city.ise.mie.jp 〒516-0076 三重県伊勢市八日市場町 13-1 TEL 0596-63-5334 FAX 0596-27-2412

URL http://www.mmjp.or.jp/iseshakyo/ E-mail iseshakyo-tiiki@mie.email.ne.jp